『現代世界の諸相』

(Vol. 8 - 2018)

Annual Report, 2018

Tokyo University of Foreign Studies
Institute of International Relations



\Box	11/4
Н	代人

(連続講 リレー	開催イベント一覧 演会シリーズ「現代世界と国際関係」、国際関係研究所研究会、その他のイベント、 講義「アジア共同体を考える」)
	ミシリーズ「現代世界と国際関係」 「東アジア地域の国際秩序と経済統合 —ERIAの視点から」(2018年6月14日) (講演者)岩崎総則氏
	〔ERIA 事務総長秘書官・上席リサーチアソシエイト〕 ······· 15
第2回	「ASEAN の日系企業動向とビジネス環境の変化:主要国の産業強化への取り組み」 (2018年6月19日) (講演者) 田口裕介氏 (JETRO 海外調査部アジア大洋州課リサーチ・マネージャー)
第3回	「世界の難民問題」(2018年 10月 22日) (講演者)小尾尚子氏〔前 UNHCR 駐日事務所副代表(法務担当)〕
第4回	51 「"Introducción a la Economía de America Latina"(ラテンアメリカ 経済への招待)」(2018年 11月 27日) (講演者)Fausto MEDINA-LÓPEZ 氏 〔米州開発銀行特別シニアアドバイザー、元アジア事務所主席駐在員〕
第5回	59 「"Japonismes 2018" 〜文化外交への挑戦〜」(2018 年 11 月 29 日) (講演者)増田是人氏 〔独立行政法人国際交流基金 JAPONISMES 事務局長〕 63
第6回	「東アジアにおける安全保障問題」(2018年12月21日) (講演者)高橋邦夫氏 〔日本総研国際戦略研究所副理事長、元在中華人民共和国日本国大使館公使、 元駐スリランカ大使兼モルディブ大使、元駐ネパール大使〕
	第1回 第2回 第3回 第4回 第5回

	第7回	"Romances across Borders: Experiences of Thai Women in International Marriages" (2019年1月15日) (講演者) Dr. Ratana Tosakul 氏
		「本学特任教授、特定外国語(タイ語)主任教員〕
		79
3.	国際関係研	
	第1回	「"The Crisis of Internationalism: The 15th International Conference of the Red Cross in Tokyo, 1934"(国際協調主義の危機:第15回赤十字国際会議(1934年東京開催))」(2018年6月26日) (報告者)鈴木路子氏〔ロンドン大学 SOAS博士後期課程〕
	第2回	「監督義務者責任について - 未成年者ケースを中心に」(2018年7月18日) (報告者) 鈴木美弥子氏〔本学大学院総合国際学研究院准教授〕
	第3回	「中国におけるモンゴル人の民族予科教育」(2019年2月20日) (報告者) ドリナ氏 [本学大学院博士後期課程] 「教育機会均等の視点からみる中国の高等学校における遠隔教育の 現状と課題」(2019年2月20日)
		(報告者) 林静氏 [本学大学院博士後期課程] 101
4.	その他の1	
		バル・ガバナンス学会第 11 回研究大会(共通セッション) バション 1
		シアの変動とグローバル・ガバナンス構築」(2018 年 5 月 12 日)
	「ユーラ 基調講演	シアの制度構築をめぐる考察」(2018 年 5 月 13 日) 寅
		volving US—Japan—China Strategic Triangle: Implications for Regional
	Securit	y Order" (講演者)マイク・モチヅキ氏〔ジョージ・ワシントン大学〕
		(司会兼討論者) 菅英輝氏 [京都外国語大学]
		主催:グローバル・ガバナンス学会
		後援:東京外国語大学国際関係研究所
		担当者:渡邊啓貴〔本学大学院総合国際学研究院 教授〕 中山裕美〔本学現代アフリカ地域研究センター 講師〕

5.	国際関係研究所定期刊行物紹介	 112
6.	国際関係研究所研究員一覧	 114
7.	編集後記	 115

開催イベント一覧

連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」

実力	 布日	講師・題目		
1	2018年6月14日	岩崎総則氏		
		 (ERIA (東アジア・アセアン経済研究センター)事務総長秘書官・		
		上席リサーチアソシエイト)		
		「東アジア地域の国際秩序と経済統合―ERIA の視点から」		
2	2018年6月19日	田口裕介氏		
		(JETRO 海外調査部アジア大洋州課リサーチ・マネージャー)		
		「ASEAN の日系企業動向とビジネス環境の変化:主要国の産業		
		強化への取り組み」		
3	2018年10月22日	小尾尚子氏		
		(前 UNHCR 駐日事務所副代表(法務担当))		
		「世界の難民問題」		
4	2018年11月27日	Fausto MEDINA-LÓPEZ 氏		
		(米州開発銀行特別シニアアドバイザー、元アジア事務所主席駐		
		在員)		
		「"Introducción a la Economía de America Latina"(ラテンアメ		
		リカ経済への招待)」		
5	2018年11月29日	増田是人氏		
		(独立行政法人国際交流基金 JAPONISMES 事務局長)		
		「"Japonismes 2018" ~文化外交への挑戦~」		
6	2018年12月21日	高橋邦夫氏		
		(日本総研国際戦略研究所副理事長、元在中華人民共和国日本国		
		大使館公使、元駐スリランカ大使兼モルディブ大使、元駐ネパー		
		ル大使)		
		「東アジアにおける安全保障問題」		
7	2019年1月15日	Dr. Ratana Tosakul		
		(本学特任教授、特定外国語(タイ語)主任教員)		
		"Romances across Borders: Experiences of Thai Women in		
		International Marriages"		

国際関係研究所研究会

実力	施日	講師・題目		
1	2018年6月26日	鈴木路子氏		
		(ロンドン大学 SOAS 博士後期課程)		
		The Crisis of Internationalism: The 15th International		
		Conference of the Red Cross in Tokyo, 1934		
2	2018年7月18日	鈴木美弥子氏		
		(本学大学院総合国際学研究院 准教授)		
		「監督義務者責任について―未成年者ケースを中心に」		
3	2019年2月22日	ドリナ氏		
		(本学大学院 博士後期課程)		
		「中国におけるモンゴル人の民族予科教育」		
		林静氏		
		(本学大学院 博士後期課程)		
		「教育機会均等の視点からみる中国の高等学校における遠隔教育		
		の現状と課題」		

その他のイベント

実施日	題目・講師
2018年	グローバル・ガバナンス学会第 11 回研究大会(共通セッション)
5月12日・5月13日	5/12「ユーラシアの変動とグローバル・ガバナンス構築」
	5/13「ユーラシアの制度構築をめぐる考察」
	主催:グローバル・ガバナンス学会
	後援:東京外国語大学国際関係研究所

リレー講義「アジア共同体を考える」(秋学期月曜2限)

1



2018年10月8日

山﨑直也先生

(帝京大学外国語学部外国語学科教授) 「修学旅行は次世代の日本と東アジア の関係を変えるか? - 急増する台湾修 学旅行を考える-」

2



2018年10月15日

遊川和郎先生

(亜細亜大学アジア研究所所長、教授) 「香港:愛される都市の苦悩」

3



2018年10月22日

小川有美先生

(立教大学法学部教授)

「危機とポピュリズムの時代の EU」

4



2018年10月29日

志田仁完氏

(環日本海経済研究所調査研究部研究 主任)

「北東アジアとロシアの経済関係」



2018年11月5日 興野敦郎氏

(三菱地所専務)

「なぜ日本の不動産会社は ASEAN を 目指すのか? 三菱地所のアジア戦略」

6



2018年11月12日

棚田京一氏

(株式会社デルフィス社長、前トヨタ常務、前タイトヨタ社長)

「海外マネージメント〜アジアでの現 場経験より〜」

7



2018年11月19日

佐藤洋治氏

(ワンアジア財団理事長) 「やがて世界はひとつになる」

8



2018年12月3日

丹羽泉先生

(本学大学院総合国際学研究院教授) 「朝鮮半島情勢を考える」 9



2018年12月10日

松長昭氏

(現代イスラムセンター理事) 「中央アジア共同体ができる可能性? 一帯一路、中央アジア域内の現状」

10



2018年12月17日

宮田敏之先生

(本学大学院総合国際学研究院教授) 「ASEAN 共同体と東南アジア経済」

11



2019年1月7日

山本吉宣先生

(新潟県立大学政策研究センター、東京 大学名誉教授)

「東アジア共同体の新しい役割-激変 する国際環境に抗して」

連続講演会シリーズ 「現代世界と国際関係」

東京外国語大学 国際関係研究所連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」

6. 14 (Thu)

時間 | 12:40-14:10

会場 | 東京外国語大学

研究講義棟 103 教室



東アジア地域の国際秩序と経済統合 -ERIAの視点から

岩崎 総則 氏

(ERIA* 事務総長秘書官/上席リサーチアソシエイト)

*ERIA:東アジア・アセアン経済研究センター

一般公開・事前申込不要



東京外国語大学国際関係研究所

E-mail: iir@tufs.ac.jp



連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」

第1回

題目:「東アジア地域の国際秩序と経済統合-ERIAの視点から」

講演者:岩崎総則氏(ERIA 事務総長秘書官・上席リサーチアソシエイト)

実施日:2018年6月14日

会場:東京外国語大学 研究講義棟 103 教室



2018年6月14日に開催された連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」では東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA) の岩崎総則氏 (事務総長秘書官/上級リサーチアソシエイト)をお迎えし、「東アジア地域の国際秩序と経済統合-ERIA の視点から」と題しご講演いただいた。

まず冒頭で、ERIA が地域統合・協力のため ASEAN 事務局および議長国をサポートすると同時に、ASEAN 地域の経済統合の深化、経済格差の是正、持続的経済発展のための研究・政策提言に従事していることについての説明があった。続いて、国際関係論(ガバナンス)の理論についての確認がなされたが、特に社会科学の方法論の中で言及された Causality and Correlation は学生の強い関心を集めたようであった。

そののち、ASEAN 地域統合の進展と ERIA の活動の系譜について説明があり、ERIA が ASEAN の統合深化に重要な役割を果たしていることが説明された。同時に、ASEAN 中心性についても説明があり、1990 年代から 2010 年頃まで ASEAN における協力が顕著に進展したものの、近年はその傾向にやや陰りがあることが指摘された。そのうえで理論的観点から ASEAN の

意義を検討し、特に ASEAN は Global Value Chain が深化し域内国際貿易と相互依存関係の深化する現在において、自由貿易を推進する役割が期待されていると述べられた。最後に、ERIA の主要な研究についてご紹介をいただき、まとめとして研究と政策を架橋されているご自身の経験を踏まえたメッセージを頂戴した。

(文責:中山裕美)

「東アジアの国際秩序と経済統合—ERIA の視点から」 2018年6月14日

岩崎 総則

東アジア・アセアン経済研究センター

本資料は岩崎氏報告資料から一部抜粋したものです。引用等はご遠慮ください

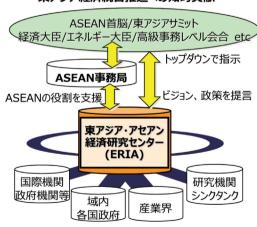
1. ERIAとは?ERIAの役割は?

- ➤ 2007年の第3回東アジアサミットにて ERIA (東アジア・アセアン経済研究センター) の設立が合意された。(2007年時点の東アジアサミット参加国はASEAN、オーストラリア、中国、インド、日本、韓国、ニュージーランド)
- ▶ ERIA は ASEAN と東アジアサミットの議長国の支援を継続的に実施している。
- ▶ 東アジアサミット経済大臣会合では、毎年プレゼンテーションの機会をいただいている。

ERIA がアセアン・サミットと東アジアサミットの議長を継続的にサポートすることを促した。(2017 年第 11 回東アジアサミットでの議長声明抜粋)

- ➤ ERIA は ASEAN サミット及び東アジアサミットからの要請に基づき、調査研究と 政策提言を各国に実施。
- 各国政府(特に議長国)と連携し、各国の要請に基づき、経済発展計画等を策定
- ▶ 「経済統合の深化」、「発展格差の縮小」、「持続可能な経済成長」を柱に、東アジア 地域全体で取り組むべき実践的な政策研究・提言を実施

東アジア経済統合推進への知的貢献



昨年2017年は ASEAN創設50周年



※創設当初は5カ国(インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)

ERIAのASEAN50周年事業

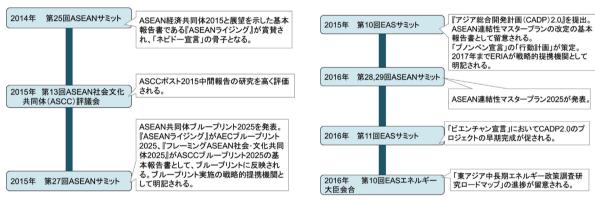
OERIAは5巻出版物 「ASEAN@50」を出版 ASEAN各国の元首級の回顧と 展望に関する論文。

OASEANの3つの共同体に関する シンポジウムを実施。

○2017年10月19日にマニラにて ハイレベルフォーラムを実施。



- 2. 国際関係論(ガバナンス)を考える手法(復習)
- ➤ Three "ism" of International Relation(IR) Theory
- > Three Level Analysis (Waltz, 1959, 1979)
- ▶ 社会科学の方法論 (DSI)
- 1) Observable Implications:仮説を立てて、それを証明する一連の事象を一般化
- 2) Qualitative or Quantitative: 定性的研究も、定量的研究も現実の一側面を実証的・科学的に証明する。
- 3) Causality and Correlation: 反証可能な理論の構築、「経済学」と「経営学」の話、もしくは「経済」と「経営」の話
- 3. 東アジア経済統合の経緯
- ▶ 東アジア経済統合の経緯
- ➤ ERIA の設立と ASEAN 経済共同体
- ▶ ERIA 活動の系譜と ASEAN 経済共同体創設



ASEAN の中心性と日本

ASEAN の創設から今日までを 4 期に分けて、「ASEAN 中心性」の萌芽から意識の向上、そして近年における陰りを概観する。本稿においては、(1) 日本と ASEAN の交流の開始、(2) 冷戦終結後の ASEAN と日本の間におけるグローバルな連携構想の展開、(3) 地域共同体としての ASEAN の尊重、(4) ASEAN 中心性や一体性に対する挑戦と、将来を考える。(Presentation from: Hidetoshi Nishimura, Masahito Ambashi, and Fusanori Iwasaki, 'Strengthened ASEAN Centrality and East Asia Collective Leadership, ··Role of Japan-·' workshop for ASEAN Vision 2040 (organized by ERIA), May 2018.)

1) ASEAN 創設期 (1960s-1980s) 中小国の連合体としての ASEAN 設立。 その設立当初から、安全保障上の観点で大国間の抗争に不関与の姿勢 平和・自由・中立地帯 (ZOPEAN) や東南アジア友好条約 (TAC) 内にその思想が反映。 日本の ASEAN に対するスタンスは、地域的自律性を損ないたくないという思いから田中・福田外交に示されているように、戦後への反省と「心と心の交流」に重きを置く。

2) ASEAN の経済共同体への萌(1980s-1990s)

ASEAN 産業協力スキーム(AICO)、ブラン ド別自動車部品相互補完スキーム (BBC) 等の民間主導の経済連携に代表されるように、日 ASEAN の経済協力が進展 プラザ合意による円高といったグローバルな経済構造の変化に伴い、日 ASEAN の協力 内容が、自動車や電機等の具体的な産業育成へとシフト。

冷戦の集結とリージョナリズムの発生。例えば、Baldwin (1993) のドミノ理論、

Mansfield et al (1999) の特恵貿易協定 (PTA) とリージョナリズムの波。

ASEAN 自身が、「お題目」の連合体から、具体的な経済統合へと舵を切る

具体的には、ASEAN 自由貿易地域(AFTA)の設立(1992年)

ASEAN 拡大への決意。日本はその動きを、CLM ワーキング・グループ、日 ASEAN 経済産業協力委員会(AMEICC)で支援。

ASEAN+3 首脳会議の開始(1997年)

米国、欧州のみに依存しない広域経済連携の模索 (APEC、ASEM 等)

3) ASEAN 中心性、一体性の最盛期(1990s-2010s)

ASEAN を中心とする重層的かつ多角的な経済連携構想の登場。例えば、ASEAN+3、東アジア首脳会合(EAS)、環太平洋経済連携協定(TPP)、東アジア包括的経済連携協定(RCEP)。

日中米の大国間競争の場としての ASEAN。その結果として、日 ASEAN 両者を包含したより大きな地域連携を牽引 (EAS、RCEP等)。

「民主主義」「自由」といった西洋的価値の称揚と喧伝。理念・規範を打ち出すことにより、中国とのバランシングを意図。

4) ASEAN 中心性への陰りか? (2010s-)

ASEAN 共同体の完成 (2015年)。

RCEP 交渉の停滞。

- ▶ それぞれの Theory からみた東アジア
- 1) Realism (リアリズム) の視角
 - ・ASEAN は周辺大国との関係で逆ハブ&スポーク体制(湯川 2016)になっている。
 - ・地域国際関係の変化としての中国の台頭(2000年代以降)
 - ・東アジア地域のパワーバランスを反映する東アジアサミットの展開

EAS 創設のときの綱引き (+3 m + 6 m)

拡大 EAS (米ロシアの加盟、2011年)

⇒米国のリバランス政策と、中国の南シナ海問題への対応策

FOIP (自由で開かれた Indo Pacific)

2) Liberalism (Rationalism) (リベラリズム) の視角

- ・冷戦の終結と地域主義の台頭によるグルーピングへの流れの中での、ASEAN 自由貿易地域(AFTA)(1992)の締結。
- ASEAN 拡大 10 カ国への決断(1992年、シンガポールでの ASEAN 首脳会議)
- ・ASEAN と域外諸国との FTA の締結の推進。
- ・ASEAN を中心とする、様々な会議体の制度化。(ASEAN+3、ASEAN+6、EAS、RCEP、ARF等)
- ・ASEAN 共同体の創設と地域統合の促進
- ・自由貿易の推進と、Global Value Chain の深化による、域内国際貿易と相互依存関係の深化。(Fragmentation や第2のアンバンドリング)

ERIA の組織目標としては2がフィットしやすいか?

- 3) Constructivism (コンストラクティビズム) の視角
 - ・国際会議における時間をかけたコンセンサス方式の意思決定。(ムシャワラ: musyawarah の伝統)
 - 多様性の中の統一、非公式な会合、内政相互不干渉の原則。
 - ・ASEAN Way, ASEAN Centrality といった用語。

4. ERIA の主要な研究の紹介

ERIAの具体的成果について

● ERIAの研究結果は、ASEAN経済共同体の発足(2015年)、「質の高いインフラ」の考え方を踏まえたインフラ整備、RCEPの交渉開始等に貢献

1 スコアカード

- ASEAN経済大臣からの要請を受け、経済統合の進 捗を測る尺度を策定
- ■現実の経済への影響や民 間部門の実感なども反映
- 2009~2011年にかけ、 スコアリングを実施し、改善 の具体策を提示

アジア総合開発計画

- ■アジア所得倍増に向け、 ハード・ソフトのインフラ開発、 産業振興を一体的に進め るための戦略
- ■ERIAが策定した計画を東 アジアサミットで合意
- ■約700のプロジェクトを優先 順位付け(投資総額は約 4,000億ドル)



3 FTA比較研究

- ■東アジア域内の複数の FTAを分析(例:自由化 しているセクターの各国間 比較、サービスや投資分野 の約束の定量化等)
- ■東アジア大でのFTAの統合 に向けた課題の抽出



SME Policy Index

- OECDの手法を利用しつ つ、ASEANの実情に合わ せ、各国の中小企業政策 を評価
- ■各国が中小企業政策の見 直しを行う際の指標として 利用
- ASEAN中小企業戦略ア クションプラン(2016-25) を策定する際の基礎資料 としても活用

経済統合の推進

- ■経済統合のメリットの見え る化、政策改善策の提示 により統合を後押し
- <u>2015年末、ASEAN経済</u> 共同体が成立

インフラ整備の推進

- ■日本に裨益するインフラ、 質の高いインフラの整備 (つばさ橋、ティラワ)
- ASEAN自身によるマスター プランの策定に繋がる

RCEP交渉の推進

- RCEP(ASEAN+6)の 優位性を定量的に証明
- RCEPの交渉開始のモメンタム作りに貢献

中小企業政策の後押し

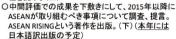
- ERIAはアクションプランの 執行の主導的役割を担う
- 各国の中小企業育成を後 押し

40

ASEAN経済共同体2025

ASEANライジング

O2012年にASEAN経済大臣よりタスクアウトされ、 AECブループリント2015の中間評価を実施。総勢 100名以上、5000ページに及ぶ全項目の点検を行 い、重要優先分野の選別と、集中した達成への道 程を提示。(上)



OASEAN RISINGでの提言は、AECブループリント2025 年の基本的なコンセプトに反映されている。

(参考)AECブループリント2025 パラグラフ2

The AEC Blueprint 2023 has been developed taking into account the recommendations of the two studies, memby, by the Economic Research recommendations of the two studies, memby, by the Economic Research Institute for ASEAN and East skin (ERL), and the S. ASEAN and East skin of the Commentation Studies (RSIS) and East skin Studies (RSIS) continues Asian Studies (RSIS) as well as imputs from other studeholders.



ERIA

ASEAN連結性と地域間連結性の促進

OASEAN連結性マスタープランの策定(2009年) 物理的連結性、制度的連結性、人的連結性の3つのコンセプトを提示 〇「アジアーヨーロッパ連結性ビジョン2025」(2016年)

アジアとヨーロッパとを結ぶ連結性についての10年ビジョンを提示 2016年のASEMサミットにおいてモンゴル政府と発表

○「アジアーアフリカ成長回廊」(2017年) アジアとアフリカとを、インドを介して連結性を向上 第52回アフリカ開発銀行年次総会においてビジョンドキュメントを発表







onomic Research Institute for ASEAN and East Asia

FRIA

非関税措置(NTM)データベース

OERIA—国連貿易開発計画(UNCTAD)非関税措置(Non-Tariff Measures) データベースプロジェクト

〇 背景

- ・2016年現在、ASEAN域内の関税はOに近づきつつある(前述)一方で、 2000年から2015年にかけて、NTMは1634から5975に増加。
- ・NTMは貿易阻害的(例:非関税障壁)とならないために、透明性を高める 必要あり。

〇 目的

- ・ASEANが発表した2009年のデータベースのアップグ
- ・NTMに関する識見を広め、健全な貿易環境を維持す るための必要な政策アクションを起こすことに貢献。 ·2016年度からEAS6カ国に拡大して調査実施。データ
- ベース化を目指す(2017年10月完成予定)
- ・ASEAN各国行政官のフォーカルポイントを集め、NTM データベースの有効活用に関するワークショップ開催。 (2017年7月27日)



Non-Tariff Measures in ASEAN

5. 研究の話(省略)

6. まとめ(省略)

インフラ関連研究(CADP2.0)

〇アジア総合開発計画 (Comprehensive Asia Development Plan) 2.0を2015年の東 アジア経済大臣会合において発表。 〇ASEANと東アジアの761のハードとソフトのインフラブロジェクトに関して列挙。経済

地理シュミレーション(Geographical Simulation Model)を用いて経済効果を測定。

Economic impacts of All-All improvements (infrastructure development, NTB reduction, and SEZ development) will be huge. Regional disparity will be reduced.



Economic Research Institute for ASEAN and East Asia

ERIA

ラオス・アット・ザ・クロスロード

O『ラオス・アット・ザ・クロスロード: 産業発展戦略 2016-2030』 はラオスの中長期発展戦略を提示

- ○製造業の発展が効果的な手段
- (1) 機能的な工業団地の形成
- (2) 生産性の改善と農業からの労働力のシフトに

資する産業促進政策を通じた雇用創出



○クロスロードの指す2つの意味

- (1)「産業発展」
- ラオスが現在直面する、代替的な政策や戦略が必要とされている特定 の状況を指す
- (2)「グローバル/リージョナルバリューチェーンの利点を活かす手段」 『ランドロック』である地理的位置から『ランドリンク』となりうる潜在性を

ERIA

国際関係研究所

連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」



「ASEAN の日系企業動向とビジネス環境の変化: 主要国の産業強化への取り組み」



(題目は変更になる可能性があります)

[日時] 6月19日(火) 14:20-15:50

【会場】 東京外国語大学 研究講義棟 103 教室

16:00- 意見交換会 (於:国際関係研究所)

【講演者】



田口 裕介氏

(JETRO 海外調査部アジア大洋州課リサーチ・マネージャー)

*2007年3月 東京外国語大学 外国語学部 東南アジア課程タイ語専攻 卒業

一般公開・事前申込不要

お問合せ:国際関係研究所 iir@tufs.ac.jp



連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」 第2回

題目:「ASEAN の日系企業動向とビジネス環境の変化:主要国の産業強化への取り組み」

講演者:田口裕介(JETRO海外調査部アジア大洋州課リサーチ・マネージャー)

実施日: 2018年6月19日

会場:東京外国語大学 研究講義棟 103 教室



田口裕介氏(JETRO 海外調査部アジア大洋州課リサーチ・マネージャー・当時)をお招きして、「ASEAN の日系企業動向とビジネス環境の変化:主要国の産業強化への取り組み」と題して、講演をしていただいた。講演では、ASEAN 全体の成長性や潜在力の大きさ、都市部の高所得層の存在、インターネットの普及やe-Commerce の発展、ASEAN 共同体の設立と関税撤廃の現状など、ASEAN の持つ魅力と可能性を豊富な社会経済データに基づいて実証的に解説をされた。また、ASEAN に進出する日系企業は製造業はもとより、厚みを増す中間層をターゲットにしたサービス業においても進出を拡大している点が紹介された。タイについては、多数の日系企業の集積が生産拠点としての強味となっている点が強調された。他方、少子高齢化や賃金の高騰などの問題もあり、タイ政府は、中所得国の罠からの脱却のため、タイランド4.0を推進し、東部経済回廊(Eastern Economic Corridor: EEC)を設置するなど、高付加価値分野の外資誘致にも積極的である点について解説がなされた。

以下、当日の資料を記す。

(文責:東京外国語大学国際関係研究所所長・教授 宮田敏之)



ASEAN日系企業動向と 投資環境の変化 ~タイの事例を中心に

2018年6月

日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部 アジア大洋州課 田口 裕介

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

JETRO概要 **IETRO**

■名称:

独立行政法人 日本貿易振興機構 (ジェトロ) Japan External Trade Organization(JETRO)

■事務所数:

国内:本部(東京)、大阪本部、 アジア経済研究所、地方事務所45ヵ所

海外:54ヶ国 74ヵ所

■ミッション:

対日投資促進

日本の農林水産品・食品の輸出促進

中小企業海外展開支援

調査・研究による通商政策への貢献

■プロジェクト:

ビジネスミッション派遣・受入 国内外企業のマッチング (商談会の開催) 海外展示会へジャパン・パビリオン出展 調査研究による日本・外国政府へ政策提言



Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

本日の内容

前半はASEAN:

市場の成長、ASEAN経済共同体(AEC)、投資環境の変化etc

後半はタイ:

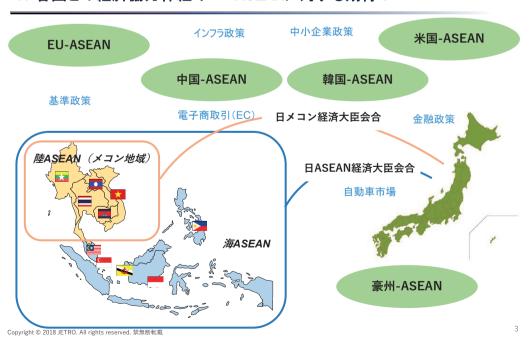
日本企業の進出、コスト(賃金)の高まり、産業高度化にむけた官民の対応etc

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

2

1. 各国との経済協力枠組み ~ASEANに対する期待?

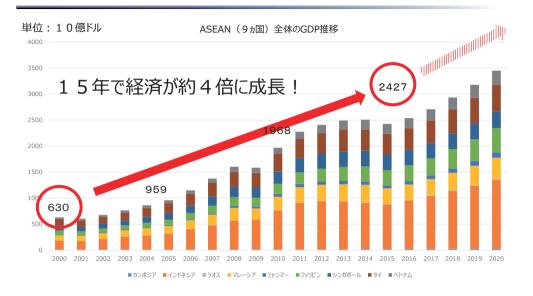
JETRO



27

2. 潜在力が大きいASEAN ~今後も成長が期待される

IETRO



出所: International Monetary Fund, World Economic Outlook Database, April 2017 Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

3. 潜在力が大きいASEAN ~都市別GDPは高所得国並み

JETRO

■主要国と都市別の所得水準(単位: USD)



シンガポールを除いて、 ASEAN諸国は「中所得国」

しかし、主要都市の所得水準は 「高所得国並み」

各国とも首都圏の一人当たり GDPは国平均の2~4倍程度

「国」として捉える従来の意識を 転換することが必要

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

出所: 国平均は各国統計をもとにジェトロ算出 都市はBrookings, Global Metro Monitor 2014より抜粋

4. 潜在力が大きいASEAN ~新たな消費者像も

IETRO



マニラのネットショッピング

ビエンチャンの学生

出所: ジェトロ 各都市の「スタイルシリーズ」ほか

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載



ダナンの自撮り



プノンペンでスマホ片手に語る若者?



ハノイのショッピングモール



ジャカルタのバイクタクシー [GOJEK]

5. 潜在力が大きいASEAN ~インターネット・e経済の規模拡大 **IETRO**

東南アジアのインターネット eエコノミー市場規模

250 (10億ドル) 200 150 100 50 0 2017 2015 2025 ■ EJマ-ス(中古除く)

■配車サービス Copyright (C) 2018 Japan External Trade Organization(JETRO). All rights reserved.

■ 旅行(航空券/ホテル) ■ メディア(広告/ゲーム)

ASEANのe経済の規模は**500億ドル**(2017年) 2025年に2000億ドルへと拡大

Eコマース (EC)

*B2C、B2B2Cを含む。中古品のC2Cを除く。

- ●市場予測: 2017年 109億ドル ⇒ 2025年 881億ドル
- ●年平均成長率: 2015~17年 41%、15~25年 32%
- 概況:主要プレーヤーがプロモーション、マーケティング活動を活発化した結果、 電子・電気機器、ファッション、消費財が売れ、この2年間で市場規模は倍増。

配車サービス

- ●市場予測: 2017年 51億ドル ⇒ 2025年 201億ドル
- ●年平均成長率: 2015~17年 43%、15~25年 23%
- ●概況:2年間で利用が急増。グラブ、ウーバー、ゴジェックの競争が激しい。2017 年でASEAN100都市で利用されており、2018年には200都市に拡大される見込 み。各社はタクシー以外にも、ライドシェアサービス、出前サービス、クーリエサービス、 決済などヘサービス拡大。

(出所) Google & Tamasek "e-conomy SEA Spotlight 2017"

ジャカルタの大渋滞









ジャカルタの大渋滞





★徒歩や自転車で安全に移動出来るように整備されている道路や歩道が少な く、近所のスーパーへ歩いて買い物に行くことも難しい。

バイクタクシー予約アプリ [GOJEK]

投影のみ



Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

6. 潜在力が大きいASEAN ~モバイルがe経済をけん引

IETRO

東南アジアの消費は「モバイル・オンリー」「スマホ・ファースト」のミレニアル世代が担う

ミレニアル世代

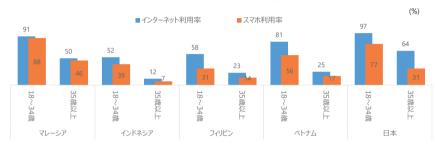
ASEANでは15歳~34歳のデジタルネーティブが33%を占める。

- ⇒ 日本では35歳~59歳の中堅・シニア世代が34%。
- ⇒ 東南アジアと日本では、消費市場をけん引する世代が異なる。

スマホ・ファースト 、モバイル・オンリー

- ●東南アジアのミレニアル世代の特徴は「スマホ利用率」
- ●インターネット利用率は高くないが、スマホ利用率が相対的に高い。
- ●スマホのみでネット接続するユーザーも多い。グローバル・ウェブ・インデックスのレボート(2016年)によると、ネット利用者のうち、「モバイル・オンリー」の割合は、日本、中国、台湾が15%の弱、フランス、カナグ、ドイツが5%の前後であるのに対し、タイとマレーシアは35%の弱、フィリピンとインドネシアは25%を超える。

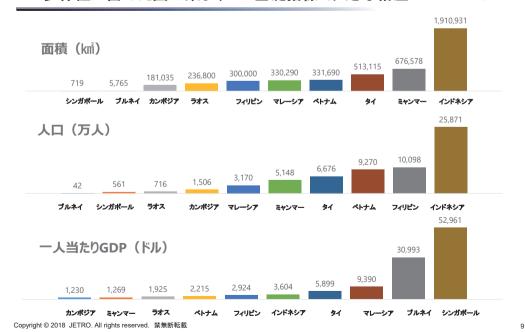
インターネットとスマホの利用率(2015年)



Copyright (C) 2018 Japan External Trade Organization(JETRO). All rights reserved. (出所) ピュー・リサーチセンター

7. 多様性に富んだ国の集まり ~基礎指標で大きな格差

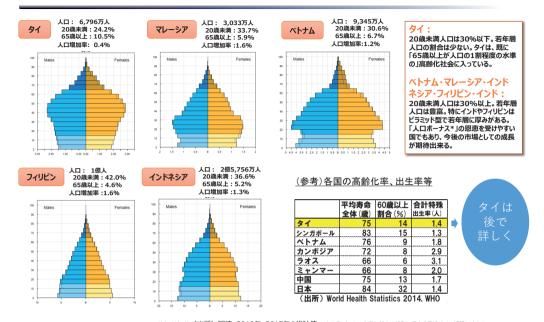
IETRO



31

8. 多様性に富んだ国の集まり ~老いてゆく国、若い国?

IETRO



Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載(出所)国連、2010年、2015年の推計値。 人口ボーナス*: 生産年齢人口が多く、経済成長がいやすい期間といわれる。

(参考) タイは高齢化社会へ ~医療機器市場の拡大

IETRO

10

- タイの医療機器市場は年率15%拡大。背景には、高齢化と生活習慣病の拡大が (例:肥満、塩分摂取量が多い、野菜摂取の不足)
- タイの医療費総支出も、1994年(127,655百万THB)~2013年(476,430百万THB)で約4倍に



医療機器、健康管理や生活改善サービスにも、日本企業にビジネスチャンスあり!

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

(参考) タイは高齢化社会へ ~介護・福祉市場の拡大

IETRO



若者が多いイメージのある東南アジアだが、平均寿命が延び、高齢化が進んでいる。なかでも、タイは出生率が日本よりも低く、急速に高齢社会を迎えつつあり、これまで日本が培ってきた経験が求められている。「健康分野は、日本のすばらしい"輪出の素材"になる。」老人ホームや料理教室など、独自のノウハウや知名度を武器に、タイで事業を展開する企業の取り組みを取材した。

(9分29秒)



Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

12

9. ASEAN経済統合(AEC) ~多様な各国が統合を目指す

IETRO

概要·背景

ファクンサスと6億人。FII 共同市場 共通関税は

- ✓ 10カ国の人口を合わせると6億人。EU (5億人)やNAFTA (5億人)より大きい。
- ✓ 域内での物品貿易では96%以上の品目でゼロ関税(例外品目あり)。
- ✓ モノに加え、サービス分野、人 (熟練労働者)の移動などの域内自由化を目指す。
- ⇒ 中国やインドの台頭を背景に、 ASEANを生産拠点、消費市場の観点 から、「面」として、魅力的な投資先にすることを目指す。

共同市場 ではない		関税は 采用		たの移動は 熱練労働者
		EU		AEC
関税撤廃		0		0
非関税障壁撤廃		0		0
共通域外関税		0		×
サービス貿易自由化		0		Δ
規格相互承認		0		Δ
貿易円滑化		0		0
投資自由化		0		0
人の移動		0		Δ
知的所有権保護		0		0
政府調達開放		0		×
競争政策		0		Δ
◎ 域内協力 /		美。		0
共通通貨		0		×

AECの対象分野(EUとの比較)

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

13

10. ASEAN経済統合(AEC) ~関税撤廃・削減が進む

IETRO

■ASEAN自由貿易協定による関税の削減・撤廃スケジュール



■ASEAN内の関税0%品目の割合(品目数ベース)(単位:%)



(注) ASEAN 6 は先行6 カ国(タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ブルネイ)、CLMVは後発4カ国(ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

14

11. 関税撤廃(1)~タイ・インドネシアに自動車生産が集中

JETRO

- ASEAN3か国における自動車生産台数の推移(単位:台)-



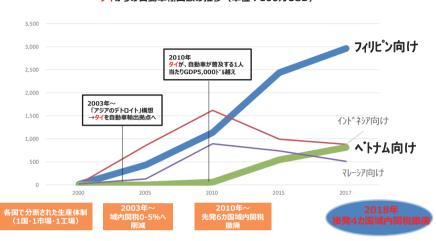
15

12. 関税撤廃(2)~タイからの自動車輸出が拡大

IETRO

- ◆タイから、フィリピンとベトナム向けの自動車輸出が、中長期的に増加傾向
- ◆タイから、インドネシア向けは、途中まで伸びたが、その後減少(理由:インドネシアにおける集積)

- タイからの自動車輸出額の推移(単位:100万USD) -



Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

16

13. 関税撤廃(3)~フィリピン、ベトナムは自国の自動車産業対策を JETRO

<u>◆フィリピン、ベトナムでは、完成車への</u>関税が撤廃され、 タイとインドネシアから自動車の流入が拡大

異なる対応をとる、フィリピンとベトナム

■フィリピン

(販売: 47.6万台、生産: 14.1万台、2017年)

2010年10月に関税無税化の波を受け、タイ、インドネシアからの自動車輸入が増加。

「包括的自動車産業振興戦略(CARS)」の導入

■フィリピンで新規に生産される四輪自動車3モデルを対象に、2016年から6年間をかけて総額で270億ペソ(約700億円)の支援を与える。

(例) 申請車種

✓トヨタ・モーター・フィリピンの小型セダン「ヴィオス」✓三菱モーターズ・フィリピンズの小型車「ミラージュ」

インセンティブで 国内産業育成!

Copyright © 2018 JETRO, All rights reserved, 禁無断転載

■ベトナム

(販売:25.1万台、生産:19.6万台、2017年)

ベトナムの自動車関税は2018年1月よりゼロ関税に。

「政令116号(2017年10月17日施行)」

■自動車の輸入に厳しい条件を与えて、国内生産者を保護したい。遵守が実質的に困難な条件であり、現地企業は困惑。

(例) タイへの影響

2018年1月のタイからベトナムへの完成車輸出は、実質ゼロに、その後、タイ政府の対応で輸出が復活するも、企業には手間とコストが残る。

輸入規制で 国内産業保護!

14. AEC(地域統合) or 自国優先? ~思いが共存する各国

JETRO



15. AEC2025 ~次のゴールに向けて残された課題

IETRO

- ◆ <u>通関手続きの煩雑さや法制度整備の遅れ</u>により、モノの移動の自由化が阻害されている。
- ◆「関税障壁」の撤廃が進む一方、「<u>非関税障壁</u>」を設けようとする動きが一部の国で見られる。
- ◆ サービス産業自由化は限定的 (例外はシンガポールとカンボジア)
- 1. 全加盟国による関税撤廃は2018年に実現
- 2. 通関手続き、法規則の未達等がモノの移動の自由化を阻害

ASEAN域内で関税の削減・撤廃が進展する一方、煩雑な通関手続きや通達・規則の周知徹底の不備、また複数の原産地規則の混在による労力・コストの増大などが、自由化の阻害要因として大きな課題として指摘される。

3. 非関税障壁の撤廃と逆行する動きも

(例)ペトナムの輸入車への規制

非関税障壁の撤廃に向けては、ATIGAで撤廃期限が合意され、ASEAN事務局を中心に取り組みが進められている。新たな障壁を 導入する場合の報告義務なども設定されているが、一部の国で、関税削減に反比例する形で、強制規格(鉄鋼製品等)導入セア シチ・ダンビン付借資の発動を増加させている例もある。

4. サービス自由化は(現時点では)限定的 (例外はシンガポールとカンボジア)

これまでのところAECのイニシアチブが各国の実質的な規制緩和には結びついていない。業務拠点の設置(投資)については、 ASEAN資本企業に対する外資70%までの開放という目標を掲げるが、運用は各国によって異なる。

5.熟練労働者の移動自由化はほぼ手つかず

AECのもとでは、熟練労働者の移動の自由化が目標に掲げられるが、「査証および労働許可証の発給促進」と明記されるのみで、実際の運用は各国に委ねられ、ほぼ手つかずの状況となっている。また、ASEAN域内では、エンジニアリング・サービスや、建築、会計など8つの資格分野で、資格の「相互認証協定(MRA)」が締結されているが、いずれも実効性がない。

2015年は通過点。中長期的課題に取り組む「ポスト2015」に焦点移る。

(参考) ASEAN事務総長へ、在ASEAN日系企業の声を

IETRO

第10回ASEAN事務総長と、在ASEAN日本商工会連合会(FJCCIA)との対話 (2017年7月、シンガポール)

貿易円滑化、サービス貿易、金融、基準などの分野で、ビジネス環境上の 課題(日系企業の声)を、ASEAN事務総長へ。



今後のビジネス環境改善に向け意気込みを語るミンASEAN前事務総長

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

20

16. 日本企業の対ASEAN投資 ~ 増加傾向にある進出

JETRO



(注)2014年より国際収支統計で新基準適用。そのため2013年以前とは連続性はないことに注意。 2015年のブルネイ・カンボジア・ラオス・ミャンマーのデータは第3四半期時点。

(出所)日本銀行他資料より作成

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

17. ASEAN各国の日系企業の集積

IETRO

タイは、他ASEAN国と比べても、日本人の数が多い

世界最大級の日本人社会 : タイ国在留届出邦人(約7.3万人)、日本人学校(約3千人)



Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載+

22

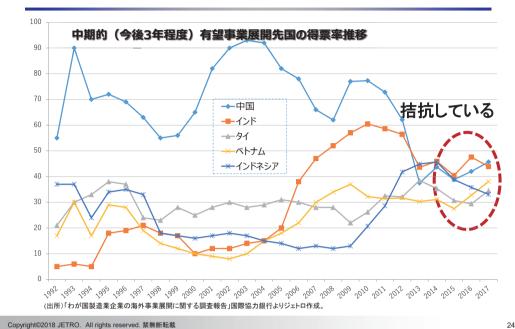
18. 日系企業の課題は「賃金上昇」 ~ 安い労働者は期待出来ない? JETRO



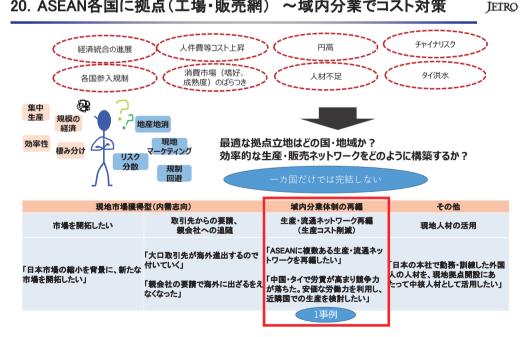
Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

19. 企業は各国の投資環境を見て進出先を検討 ~どこか最適?





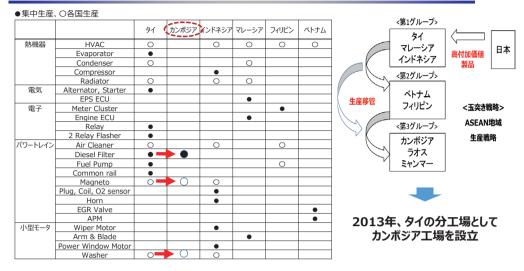
20. ASEAN各国に拠点(工場・販売網) ~域内分業でコスト対策



Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

21. 自動車日系サプライヤー、域内分業体制の再構築(例)(1)

IETRO



「(タイやインドネシアで)集中生産する物」&「各国で生産する物(地産地消・重い物)」 = 組み合わせて、ASEANワイドで最適な生産体制を!

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載 出所:同社によるプレゼンテーション (2013年12月)

26

22. 自動車日系サプライヤー、域内分業体制の再構築(例)(2)

JETRO

「タイにおける依存大」、「タイの少子化、労務費高騰」、「タイの工場面積不足」

⇒より賃金の安い、カンボジア、ラオス、ミャンマー地域の戦略的活用の検討 ~決め手のポイントは?

		カンボジア		ラオス		ミャンマー	
市場面	総人口(万人)	1,506	Δ	649	×	5,148	0
	一人当たりGDP(ドル)	1,140	Δ	1,630	Δ	1,221	Δ
	4輪車普及率 (台/千人当たり)	42	Δ	54	Δ	31	Δ
労働面	15-59歳の労働人口(万人)	960	Δ	403	×	3,426	0
	法定最低賃金 (ドル、2016年)	140	Δ	110	0	91	-
	ワーカー賃金(ドル、3年目相当)	175	Δ	141	Δ	127	0
	識字率(%)	78	Δ	80	Δ	93	0
インフラ	出資規制	なし	0	なし	0	不透明	×
	経済特区	稼働12か所 (全38か所)	0	稼働9か所 (全12か所)	Δ	稼働1か所 (認可3か所)	Δ
	国際港湾	主要2か所	0	なし	×	主要1か所	Δ
	タイへの陸路	完成済み/拡張中	0	整備中	Δ	整備中	Δ
	電力安定性	主要地域は良い	Δ	主要地域は良い	Δ	悪い	×
税制	法人税	20% 最大9年免税	0	24% 最大10年免税	0	25% 最大7年免税	Δ
	比較検討の結果・・・	内需は小。インフラ整備、政府のワンストッ プセンターが充実。		労働人口少ない。インフラ整備状態が悪い。		将来的な内需の期 待大。インフラ整備の 状態悪い。	

(出所) 日本カンボジア協会、ジェトロ主催「カンボジアの今を知るセミナー」(2017年8月) における同社プレゼンテーション資料よりジェトロ作成

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

23. 前半(ASEAN)について、まとめ

IETRO

- 日系企業は、ASEAN各地に様々な形で進出。安価な労働力を活用した労働集約型産業に加え消費市場の魅力が高まっている。
- ASEANを構成する10カ国は多様性に富んでおり、日系企業はそれ ぞれの戦略に基づき投資先・市場を決めている。
- <mark>効率的な生産・流通ネットワーク</mark>構築のため、「集中生産・相互補 完」「地産地消・リスク分散」のバランスで進出先を検討している。
- 各国は経済産業上の課題(弱み)があり、地域統合や貿易自由 化と逆行する動きも。課題を克服して産業を強化するため、ビジネス 環境を改善し、グローバルバリューチェン(GVC)への参画が重要。



Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

28

24. 地域の生産・投資・貿易のハブを目指すタイ

IETRO

【タイ社会】

- 〇人口:6,598万人(首都バンコク830万人)
- ○言語:タイ語
- ○宗教:大多数の仏教徒(僧侶・仏像は畏敬の対象)
- ○国王: ワチラロンコン国王(王室への不敬は厳禁)
- ○気質:親日的、マイペンライでサバーイ(深慮しなく陽気)

【タイ経済の構造】

O1人当たりGDP:

- -ASEAN域内では星、ブルネイ、馬に次ぎ第4位
- -2017年は6,740ドルの見通し(IMF:2017年10月)
- **OGDP構成比**: 1次産業約8%、2次産業約36%、3次産業約56%
- -1次産業の就業人口は約33%
- -<u>自動車関連と電気・電子が工業の柱</u>

〇高い外需依存:

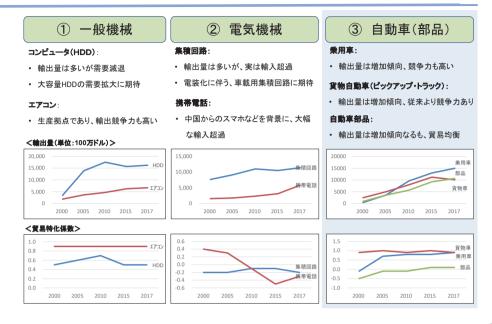
- -GDPに占める<u>輸出額割合は約70%</u> ~ASEANや中国の存在 感が高まる
- 〇進む日本企業の進出
- -外国直接投資の累積残高は日本が圧倒的に首位(製造業)



Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

25. 輸出からみるタイ主要産業の動向 ~自動車に注目

IETRO



Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

30

26. タイ日系企業数・投資額の推移 ~規模や業種が拡大

IETRO

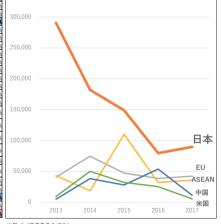
- ▶ JETROバンコク調査では、2017年5月時点で確認された日系企業は5.444社(3年前比877社増)
- ▶ サービス産業の構成比が過半数を超え、引き続き中小企業の進出も増加

■タイ進出日系企業数と推移

■タイへの直接投資額の推移(国・地域別)(単位:100万ドル) 350,000



(注)専門サービス業:コンサルタント、会計事務所、法律事務所、職業紹介、労働者派遣など (出所)JETROパンコク事務所



出所:タイ投資委員会(BOI)

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

27.「タイランド4.0」導入の背景 ~産業高度化を

IETRO

- ○進出日系企業の課題
- 人件費の上昇:賃金上昇、平均年率5%アップ。
- 人手不足:マネージャー、エンジニアー共に不足
- ▶賃金上昇を抑制すると、高度人材が確保できないジレンマ
- ▶コストと成長のバランスをどう達成するか?
- ○タイ社会・経済全体の課題
- ○低迷するGDP: 2000~16年の実質GDP成長率はASEANで最も低い。
- ○合計特殊出生率:人口が安定的に推移するために必要な2.1人を下回り、2015年は1.5人に
- ○高齢社会:65歳以上の人口は、2022年には14%を超えて「高齢社会」に
- 〇生産年齢人口(15~64歳)の比率:2010年に既にピークアウト、今後高齢化が加速度的に進む
- ▶労働力不足は既に顕在化している



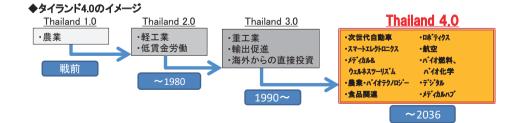
★長期的視点に立った、デジタル技術やイノベーション活用による、産業高度化、 生産性向上を目指す政策が必要

32

28.「タイランド4.0」~新しい投資奨励策(枠組みレベル)

IETRO

- ◆「タイランド4.0」は中所得国の罠を回避するため、産業の高度化、高付加価値化を図り、環境と 社会の不均衡に対処すべく、10のターゲット産業への投資拡大を目指すタイ政府のビジョン
- ◆ タイ投資委員会(BOI)は、「タイランド4.0」の実現に向け、2017年「投資奨励法」の改正及び 「特定産業競争力強化法」を制定
 - ⇒産業高度化に資する分野(10のターゲット産業)に投資したら、より手厚い恩典を付与 ※タイは歴史的に、投資恩典(法人税、機械輸入税の免除など)により、外資企業を誘致し、国内 産業への技術移転や、産業集積を図ってきた国



出所:BOI資料よりJETRO作成

Copyright © 2017 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

29. 「タイランド4.0」 ~ 東部経済回廊(EEC)の概要

IETRO

- ◆ タイ政府は、「<u>タイランド4.0」</u>を加速させるため、先行的に「ラヨン」・「チョンブリ」・「チャチェンサオ」 の東部3県に東部経済回廊(Eastern Economic Corridor: EEC) を設置し、10のターゲット産業を 誘致することを決定
- ◆ EEC実現のため、当該3県に空運、道路輸送、鉄道輸送等、交通インフラを重点的に投資予定
- ◆ 今後5年間で、1兆5,000億THB(GDP10%相当)を投じて開発

EECにおけるインフラ投資計画



EECを設置する理由

- 1. 特定地域に先端産業の集中投資を促し、先端産業クラスターを作る
- 2. そのため、すでに工業地帯が形成されている東 部3県の再開発が効果的
- 3. 同地域が、東アジアの成長市場へのアクセスに も優れている(地域のハブへ)

EECに投資する利点 ~他地域より手厚い恩典

- 1. BOIの追加恩典
- ◆ 通常の投資恩典に加え、さらに5年間法人所得税 を50%減税(2019年中にBOIに申請)
- 2. 財務省の追加恩典
- ◆ 専門家に対する個人所得税を17%へ軽減
- 3. その他
- ◆ EEC特別法が、2018年5月に施行

34

30. 高度な産業(例) ~「航空産業」を育成して地域のハブへ

IETRO

背景

- 2017年のタイの航空旅客数は1億5,500万人。2008年(5,700万人)から3倍に!
- 航空旅客数は更に増加。タイが保有する航空機も、314機(2017年)から、811機(2037年)に 増える見込み



課題

- ▶ 増加する旅客数に対応できない! ⇒「スワナプーム国際空港」と「ドンムアン国際空港」の収容能力は限界に近づく!
- ▶ 拡大する航空整備(MRO)需要に対応できない! ⇒9億ドルの航空整備(MRO)需要だが、国内に基盤・集積がないため、需要の4割しか対応できない。6割はマレーシア、シンガポール、フィリピンで受注(稼ぐチャンスを他国に取られている・・)

対応策



- ➤ 第3の空港として、EEC内の「ウタパオ空港」を拡張する必要がある!
- > 今後さらに拡大するMRO需要を取り込むため、投資恩典を通じ「EEC航空都市」を開発、MRO関連企業を集中誘致する!

自動車、電機・電子で築いたノウハ ウ・技術を使ってステップアップ!

Copyright © 2017 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

(参考)高度な産業(例) ~「EEC航空都市」開発(予想図)



36

(写真)EEC視察ミッションの様子 ~タイ政府の日本企業への期待







Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

EECに1,000社以上の日 系企業が進出:

- タイ副首相の要請で、ジェトロが600人ミッション派遣、EEC視察(昨年9月)
- → 投資拡大に向け、タイ政府による日本企業への期待は高い!

31. 日系企業の高付加価値化、コスト上昇への対応

IETRO

- ▶ 在タイ日系企業は、高付加価品の生産、自動化・省人化(ロボット導入)を通じ、生産・サービスの高度化を視野に
- <u>調達見直し</u>(地場企業からの調達アップ)、一部の製造工程を周辺国へ(タイプラスワン)
 によるコスト削減も

順位	販売機能		調達の見直し		高付加価値品の生産		自動化·省人化 (産業ロボット導入)		地域統括機能		製造・サービス機能 一部を他国・地域へ	
1	シンカ゛ホ゜ール	78.4	イント・ネシア	47	イント・ネシア	39.4	マレーシア	37.8	シンガポール	22.2	シンカ・ホール	14.7
2	カンホ゛シ゛ア	63.2	ベトナム	44.7	ያ ፈ	39.3	イント・ネシア	26	フィリピン	6.7	フィリピン	5.1
3	ያ イ	59	ቃ イ	43.8	ベトナム	35.9	ቃ イ	23.1	マレーシア	6.4	ቃ イ	4.2
4	イント ネシア	58.7	フィリピン	39	マレーシア	29.4	ベトナム	21.6	纤	6	カンポシ゚ア	3.6
5	マレーシア	56.9	マレーシア	38.9	フィリピン	28.9	フィリピン	20.3	ミャンマー	5.3	マレーシア	2.2
6	ヘートナム	51.8	カンホ゛シ゛ア	32.7	ミャンマー	21.1	カンホ゛シ゛ア	12.7	イント・ネシア	3.8	ベトナム	2.1
7	フィリピン	48.9	シンガ゙ポール	24.6	シンカ゛ホ゜ール	16.3	シンカ゛ホ゜ール	12.3	カンホ゛シ゛ア	2.6	イント・ネシア	1.7
8	ミャンマー	43.9	ミャンマー	23.4	カンホ゛シ゛ア	13.2	ミャンマー	3.1	ベトナム	2	ミャンマー	1.6

出所: JETRO「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査(2017年度)」

※販売機能、高付加価値品の生産、地域統括機能はn≥30の国・地域 ※調達の見直し、自動化・省力化、製造・サービス機能の一部他国・地域へは、n≥50の国・地域

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

38

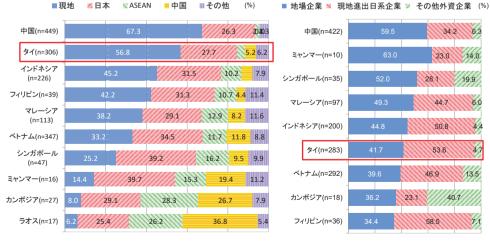
32. 調達の見直し ~コスト削減に地場企業から調達向上を

IETRO

- ▶ タイの生産拠点としての強味は、現地調達率の高さ(左グラフ)
- ▶ しかし、「地場企業」からの調達率はまだ低い(右グラフ) = タイ地場企業の技術・人材育成を!

◆原材料・部品はどの国・地域から調達?

◆原材料・部品は誰から調達?



(注)n≧50の国·地域

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載 出所: 2017年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査

33. 自動化・省人化 ~「メタレックス2017」にみる先端市場への期待 JETRO

▶工作機械の展示会「メタレックス2017」(17年11月)には、多くの日本企業がAIやIoTを活用したデジタル技術・サービス、産業用ロボットを出展

出展企業の声

(日系企業・AIサービス)

"クラウド・データセンター設置にかかる、<u>関連ルール</u> <u>の整備</u>を"

(日系企業・産業用ロボット)

- "現状把握、従来の産業との協調など、日タイでの議論が必要"
- "産業高度化は、タイ企業の理解促進も必要"
- "デジタル技術を導入しても、<u>修理やメンテは人の手、</u> 高度人材育成が重要"

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載





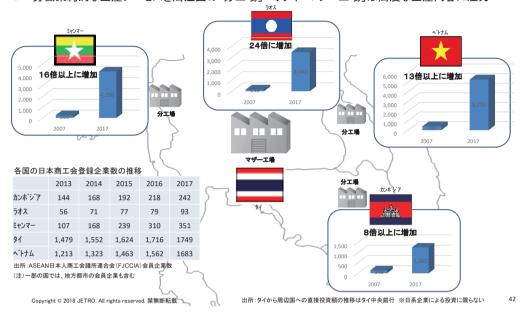
40

(写真)自動化・省人化 ~メタレックス出展企業は市場拡大に期待 JETRO



34. 製造機能の一部を他国へ(1) ~タイから周辺国へ投資拡大

- ▶ <棒グラフ>タイから周辺国への直接投資額の推移(単位:100万ドル)は増加傾向
- ▶ 労働集約的な生産プロセスを周辺国の「分工場」へ、タイ「マザー工場」は高度な生産内容に注力



(参考) カンボジア経済特別区(マンハッタンSEZ)

投影のみ

IETRO



フォーチュン社(中国;PPバック製造)

キングメーカー社(香港:シューズ)

(参考) カンボジア経済特別区(ドラゴンキングSEZ)

投影のみ

ドラゴンキング経済特別区(スバイリエン州) 200ha











35. 製造機能の一部を他国へ(2) ~地域の物流・インフラに課題

JETRO

◆ 物流などの課題から、周辺国における生産コストは割高 ⇒地域大の連結性の強化を

周辺国の基礎インフラ(道路、通関、人材、電力)の改善には時間を要するが、タイの産業高度化とも切り離せない





タイ・ライス国旗でも、シングルストップ検査の導入が割れた。 株式用側線(2015年1月)

タイ・ミャンマー間で東真の相互交通の度進、 電子温型システム(MACOS)の早期導入に期待

東西回廊

東西回廊

東西回廊

フィストンー 間の順系整備、電子温間の導入が必要

フオスからタイに向かラトラックは、貨物が振い「空費」の 実践が望立。マストン・フィルと多様に対しません。 フオスからタイに向かラトラックは、貨物が振い「空費」の 実践が望立。マストン・フィルと多様に対しません。 フオスからタイに向かラトラックは、貨物が振い「空費」の 実践が望立。マストン・フィード内側が、最終物波コストの高止まりの原因に

36. 後半(タイ)について、まとめ

IETRO

- タイには長い歴史のなかで、多くの日系製造業が進出。昨今は、 サービス業も含め、進出数・分野も拡大
- 多数の日系企業の集積が、生産拠点としてのタイの強味(現地で 部材が調達できる)。しかし、昨今の生産・サービスコスト(賃金な ど)の上昇から、生産拠点としての競争力の維持が困難に
- 企業は、地場企業からの調達、生産性向上、生産工程の一部を周辺国へ移管することで、高まるコストに対応しようとする
- タイ政府も、少子高齢化や、中所得国のワナからの脱却のため、高度分野における外資誘致を通じて、国全体の産業高度化を

人材育成、物流整備など、 タイが担う課題も多い。 タイで圧倒的な集積を持つ日系 企業への期待も高い

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

44



ご清聴ありがとうございました

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び資料の作成者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

東京外国語大学 国際関係研究所

連続講演会シリーズ

『現代世界と国際関係』

10. 22 (Mon)

時間 | 16:00-17:30

会場 | 東京外国語大学 研究講義棟 114 教室

一般公開 事前申込不要



(前 UNHCR 駐日事務所副代表 (法務担当))

国連総会の補助機関である UNHCR (国連難民高等弁務官事務所) で長年、人道支援の実践に携わって こられた小尾尚子先生をお迎えし、世界の難民問題についてご講演いただきます。 国連職員を目指している学生、人道支援に関わりたいと考えている学生の聴講を歓迎します。

<u>お問合せ</u> 東京外国語大学国際関係研究所 iir@tufs.ac.jp



連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」 第3回

題目:「世界の難民問題」

講演者:小尾尚子氏(前 UNHCR 駐日事務所副代表(法務担当))

実施日: 2018年10月22日

会場:東京外国語大学 研究講義棟 114 教室



難民、すなわち、自ら望まず、自分が住み慣れた土地を離れざるを得なかった人々の移動にいかに対応するかという国際社会の議論は、ここ数年、難民や移民の大規模な移動を受けて、とみに活発になってきた。大規模な人の移動の問題にいかに対処するかが各国の政治論争となるほどの広がりをみせ、世論を二分する形でこの議論はいまだに続いている。そこで、本講演では、現代における人の強制移動の性格およびこれまでの国際社会の対応に内在するギャップを学んだうえで、現在国際社会が模索しようとしている、これまでとは異なったアプローチを考える。

現代の難民を取り巻く状況

1) 国際的な移動を強いられる難民とその数の増加

太古の昔から、人は様々な理由で移動を繰り返してきた。迫害や紛争、テロや人権 侵害を逃れて安全を求めて故郷をあとにする人。自然災害などでこれまで住んでいた 環境が住み続けるには適さなくなり、ほかの土地へと移らざるを得なくなる人もいる だろう。あるいは、より良い経済・社会的機会を探るために新天地を求めて移動する 人々。現代においてグローバル化が加速化する世界の中で、持たない者は生活の向上 を求めて「移動」することで新たな希望を見出そうとする。 その狭間で起きている現象が、人間が通常享受すべき基本的な人権を著しく侵害され、もっとも脆弱な立場に置かれた人々の大規模な移動である。2018 年 6 月に国連難民高等弁務官事務所(以下、UNHCR)が発表した統計によると、紛争、暴力、深刻な人権の侵害、そして迫害を理由として住み慣れた土地を追われた人々の数(難民、国内避難民、庇護申請者を含む)は前年数を再び更新し、第二次世界大戦後最多の 7,080万人に達した。このうち 2,590 万人は国境を越えて難民となり、この数をはるかに上回る 4,130 万人はいまだに自国内で避難生活を余儀なくされている、いわゆる国内避難民である。

2) 難民受け入れにおいて低・中所得国の抱える重圧

2018 年末の時点で難民を最も多く生み出した国のトップ 3 はシリア(670 万人)、アフガニスタン(270 万人)、そして南スーダン(230 万人)であった。統計を見ると、他国に庇護を求める難民のうち 84%は開発途上地域の低・中所得国に滞在しているという状況が浮かび上がる。政治、経済、社会的状況が十分に安定しているとは言えない国が難民を受け入れることによって更なる重圧を抱えるという従来の構図が今でも続いていることがわかる。

3) 長期化する難民問題

通常、難民問題の恒久的解決策と考えられるのが自主帰還、第一次庇護国への統合、そして第三国への再定住の三つであるが、このいずれかの解決策の恩恵を被ることのできる難民の数は多くない。このことは裏を返せば、こうした解決策にたどり着けない人々(それは難民人口の大半であるが)は、難民としての生活を続けなくてはならない、ということを意味する。難民としての生活が 5 年以上続く状況にある人々の数は、難民の 78%にも達する勢いで、ひとたび難民となるとその状況が長期化する傾向にある。

4) 難民の保護:形骸化の危機

ここ数年の状況を俯瞰するに、難民を保護するという行動とは相容れない現象が起きていることは否めない事実であろう。難民がその逃避行の間に、そして庇護国に到着した後も直面する苦行は多岐にわたる。たとえば、地中海をわたる途上で命を落としたり、密航業者の横行により、暴行、搾取、虐待され、国際的な犯罪組織の餌食になるという報告も後を絶たない。

難民が自国に入国するのを制限したり、いったん入国できたとしても、人として最低基準の生活を維持することをすら困難にさせるような政策を施行したり、難民認定制度においても適正手続きの保障を低下させる結果をもたらす法案を可決するなど、難民を対象とした締め付け策が多くの国で導入されるようになった。その他、難民の強制送還(すなわち、難民保護の中核概念であるノン・ルフールマン原則違反)の報告も多いばかりでなく、難民(特に女性や女児)は性暴力の危険に日常的に晒され、

連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」第3回 「世界の難民問題」

難民の子供たちへの暴力、虐待、搾取や、家族からの分離や収容など深く憂慮される 状況も発生している。

安全保障の観点からも、本来、テロ、暴力の最初の犠牲者である難民を、テロと結びつけてスケープゴートにし、排外主義、人種差別を煽ったり、中立、非政治的な立場に立って行われるべき難民保護、難民の受け入れを、短期的な票集めのために政治論争の中心に据え争点として使う傾向も指摘されている。

国際社会の取り組み:ニューヨーク宣言そしてグローバルコンパクト

難民・移民の大規模な国際的な移動が呈した様々な課題は、各国の対応ばかりではなく、国際社会全体としての取り組みを問うこととなった。2016 年 9 月 19 日に開催された国連総会には、国連すべての加盟国 193 カ国が参加し、難民と移民のためのニューヨーク宣言を満場一致で採択した。ニューヨーク宣言iiiは、「長期化する難民問題を含む、難民と移民の大規模な移動に対する国際社会の対応を改善することを目指した」文書であったが、このニューヨーク宣言を土台に、この中に盛り込まれている包括的難民対応枠組み(Comprehensive Refugee Response Framework: CRRF)を実際に現場で実施したうえでより洗練されたグローバルコンパクトという文書に作り上げていくことが提案された。グローバルコンパクトにおいて中心的なテーマとなっているのが、以下の4点である。

- 1) 難民の受入国への重圧を軽減すること
- 2) 難民の自立を促進すること
- 3) 第三国への再定住とその他の形での難民の受け入れを拡大すること
- 4) 難民が出身国に自主的に帰還できるような状況を創出すること

ここでは、特に目新しい点を拾って考察してみよう。

1)受入国の重圧の軽減

まず第一に掲げられているのが、難民を受け入れている国々にのしかかっている重荷を軽減することの必要性である。開発がさほど進んでいない国に難民が流入するという事象が極端に南半球に偏っており、受入国の開発、経済発展に与える影響が大きいことはすでに数十年前から指摘されてきたところである。

難民の流入によってホスト国、そして難民キャンプなどが設置される地域コミュニティは、国際社会が難民の支援のためにつぎ込む資源、雇用の創出、インフラの導入、などの恩恵を受ける。しかしながら、実際には大量の難民の存在がもたらすネガティブな影響のほうが、それをはるかに凌ぐといわれてきた。難民の存在は、ホスト国で彼らを受け入れる地域に住んでいる住民との間に、様々な分野において競争関係を生み出し、価格の高騰、賃金の低下などを引き起こす。異なった人種的、宗教的背景を持つ難民と住民との間の摩擦、資源をめぐるいさかい、国際社会からの支援を受けて

「優遇」されている難民へのねたみ、など、社会的な軋轢も生まれ、それが更に広がって難民そのものを拒否する意見や行動すら生まれてくる場合がある。

こうした状況を踏まえて、難民支援と開発戦略をつなげる試みをこれまで以上に強化し、2)の難民の自立を促進すること、につなげよう、とするのがグローバルコンパクトの主要目的となっている。

2) 難民の自立の促進

「難民イコール難民キャンプ/ の定型からの脱却

これまでは、難民の流出が始まると、第一次庇護国は、国境からさほど遠くない土地を選んでキャンプを設営し、そこに人道支援の場で活動する国際機関、国際 NGO や地元の NGO などと連携して支援物資が提供される、という構図がモデルとして採用されてきた。しかしながら、実際にはいくつかの問題も生じている。すなわち、キャンプに滞在する期間が長引き、難民の自立が阻害されてしまう傾向があること、難民キャンプの管理上、難民がキャンプから出ることを制限している政府も多く、移動の自由の権利が侵害される可能性があること、広大な難民キャンプが存在することによって、木の伐採などにより周辺地域の環境悪化、あるいは地域住民との摩擦が懸念されること、キャンプが存在する地域の開発がその国の開発戦略から置き去りにされてしまう可能性があること、など、様々な負の影響も指摘されているところである。

こうした経験を踏まえ、庇護国の中には難民の流入があっても、キャンプを設営せず、あるいはキャンプ以外の場所で生活する環境を提供する国も少なからず出てきた。統計を見ても、近年、キャンプの外で生活する難民はキャンプに滞在する難民の数の倍ほどにもなっているiv。難民が自らの権利を充分に行使でき、彼らの自立を促進するにはキャンプに隔離するより、その国の国民と同じ生活環境を整えることのほうが望ましいという考えから、UNHCR はすでに 2014 年に「キャンプへの代替政策」を発表し、実行に移しているv。

難民支援の形をかえる:物から現金支給へ

ここ数年、支援を現金、あるいはクーポンの支給で行う方式に光が当てられている。 都市部に住む難民の数がキャンプに住む難民のそれをはるかに超え、彼等への支援を いかに効率的、効果的に行うかという課題に人道支援機関は直面した。また、特に昨 今のテクノロジーの発達はこれまで不可能と考えられていた現金の支給を効率的に、 しかも安全に行う道を整えたといえる。

実際に現金支給方式を導入したオペレーションでは、難民の保護環境の改善のみならず、なによりも、難民が人間としての尊厳を保ちながら生活を送ることが可能になったことが報告されている。現金支給は単に食糧や生活必需品の購入に充てられるだけでなく、教育、保健衛生など他の分野においても試みられており、今後の展開が期待されるvi。

難民支援を国の開発計画に組み込む

流入してきた難民への支援はこれまで、その国の社会経済政策、あるいは開発計画とは別個にしかも並列的に組み立てられるのが通例となってきた。過去数十年にわたって、人道支援と開発の連携の必要性は何度も指摘され、様々な試みが行われてきたものの、どちらかというとアドホックな協力関係に終始していた。CRRF において特に世銀グループとの協力関係の強化の一環として試みられたのが、通常は開発機関の援助・資金融資の対象とならない中所得国における協働であり、難民流出の初期から開発機関が支援に携わることを可能とする事例が増えている。

3)様々な形態を通じた難民の受け入れ

3) は、第三国定住、あるいはその他の補完的受け入れ制度の拡大に向けた取り組みである。伝統的には、アメリカ、ヨーロッパ諸国、オーストラリア、ニュージーランドなどがこうしたプログラムを提供してきたが、近年では新たな国も加わり、数も増えてきたvii。日本も 2010 年に第三国定住プログラムをパイロットプロジェクトとして開始し、1 年に約 30 人のミャンマーからの難民をタイのキャンプやマレーシアから受け入れてきた。

第三国定住を必要としている人は、実際に各国が提示する受け入れ枠の 10 倍にも上るといわれている。しかもシリアで紛争が始まってからは、ニーズは増加し続けている。こうした状況を打開するために、大学、専門学校などで学ぶことのできる奨学金プログラム、企業などがインターンシップや雇用を提供することで難民が第三国において労働に従事することのできるプログラム、重度の疾病や負傷の治療を医療の先進国が提供するプログラム、あるいは査証の給付の条件緩和、家族呼び寄せの簡易化、など様々な形のプログラムが提案され、実施に移されている。

4) 難民の自主帰還への支援

最後の 4) は難民の帰還に向けた取り組みである。特にこの分野で必要とされているのは、難民の帰還が安全・自主的に行われ、それが持続的なものとなるような環境整備であることは言うまでもなく、この分野でもまさしく従来から言われてきた人道支援から開発援助への円滑な移行が継ぎ目のない形で行われる必要がある。そのためにも、二者間の連携が難民発生の初期から協働体制が構築されることの重要性にとどまらず、難民の帰還が彼らが戻って行く出身国の開発戦略の中に根差した形で組織的に練られていくことが必要となろう。

おわりに:難民に関するグローバルコンパクトは難民を取り巻く環境改善の糸口となり得るか

難民に関するグローバルコンパクトは 2018 年 12 月に国連総会で採択された^{viii}。この一連のプロセスを難民の国際保護を強化するまたとない機会の到来であると考える者もあれば、成果文書の法的拘束性がないことを理由に、あるいはこの文書が難民に

限定していること(すなわち、国内避難民は含まれない)で、その有効性に懐疑的な者もいるix。

これまでのプロセスを眺望するに、様々な変化が現場で起こっていることは確かである。特に CRRF の実施を行っている 13 の国では難民の権利の実現が法、行政レベルで進んでいるし、開発機関が強力な財政基盤を背景に中・低所得国で難民を受け入れている国の支援に携わるようになった。これまで難民問題には無縁であった組織、企業、団体、教育機関、そして一般市民が難民問題に関心を寄せ、難民受け入れの直接の担い手となっている。こうした活動が実現していけば、難民保護・支援のあり方は新たな段階に入っていくことが期待される。

だが、同時にいくつかの疑問点も残ったままである。特に、グローバルコンパクトでは 3 年ごとにグローバル難民サミットを開催し、国際社会の様々なアクターがプレッジ(誓約)を行い、その進捗状況を定期的に確認することが想定されているが、これらのプレッジは、難民の保護と支援を最大限に有効とする内容が盛り込まれてくるのだろうか?むしろ、簡単に結果が出やすく実行が可能な「最小値」にとどまる危険性はないのか。その結果、最も改善されなければならない国際保護の問題は残されたままにならないだろうか。また、解決が長引く難民問題が多々存在する中、これらのオペレーションに必要な支援を国際社会のメンバーが等分に責任を共有しながらしかもすべてのオペレーションに均等にコミットしていくということは可能なのだろうか。すでに国際社会においては 2019 年末の最初のグローバル難民サミットに向けて準備が進められている。グローバル・コンパクトが難民と、難民を寛容に受け入れているコミュニティの人々に果たしてどれだけの意味をもたらすのか、これからが正念場で

(文青: 小尾尚子)

*本稿は、2018 年 10 月 22 日の講演内容を加筆・修正したものである。

ある。

¹ UNHCR, "Global Trends: Forced displacement in 2018", accessed 15 August 2019, https://www.unhcr.org/5d08d7ee7.pdf 2018 年の統計はすべてこの文書から引用。

[&]quot;UNHCR "Note on international protection,"(3 June 2016) EC/67/SC/CRP.10), accessed 30 November 2017, http://www.unhcr.org/excom/standcom/576ba62a7/note-on-international-protection.html, UNHCR "Note on international protection," (16 June 2017). EC/68/SC/CRP.12), accessed 30 November 2017, http://www.unhcr.org/594a56cf7 などを参照。

[&]quot;" "New York Declaration for Refugees and Migrants", A/RES/71/1, 3 October 2016, accessed 30 November 2017, http://undocs.org/a/res/71/1

[™] UNHCR の 2018 年の統計によると、61%の難民、避難民がキャンプではない場所に住んでいたと推測されている。UNHCR, "Global Trends: Forced displacement in 2018", accessed 15 August 2019, p.57.

VUNHCR, "Policy on Alternatives to Camps", 2014, p.4, accessed 15 October 2017, http://www.refworld.org/cgi-

bin/texis/vtx/rwmain?page=search&docid=5423ded84&skip=0&query=alternatives%20to%20camps

- vi 現金支給に関する政策、戦略については以下を参照。"Policy on cash-based interventions", accessed 15 December 2017, <a href="http://www.unhcr.org/protection/operations/581363414/policy-on-cash-based-interventions.html?query=policy on cash-based interventions, Strategy for the institutionalization of cash-based interventions in UNHCR"(2016-2020), accessed 1 December 2017, http://www.unhcr.org/protection/operations/584131cd7/unhcr-strategy-institutionalisation-cash-based-interventions-2016-2020.html?query=policy on cash-based interventions
 http://www.unhcr.org/protection/operations/584131cd7/unhcr-strategy-institutionalisation-cash-based-interventions-2016-2020.html?query=policy on cash-based interventions
 http://www.unhcr.org/protection/operations/584131cd7/unhcr-strategy-institutionalisation-cash-based-interventions
 <a href="http://www.unhcr.org/protection/operations/584131cd7/unhcr-strategy-institutionalisation-cash-based-interventions-2016-2020.html?query=policy on cash-based interventions-2016-2020.html?query=policy on cash-based interventions-2016-
- viii 邦語訳は https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/2019/04/Global-Compact-on-Refugees JPN.pdf, accessed 15 August 2019.
- ** グローバルコンパクトについての特集を組んでいるジャーナルなどもある。例えば、Oxford University Press, "International Journal of Refugee Law," Vol.30, Issue 4, December 2018, pp.571-829 https://academic.oup.com/ijrl/issue/30/4, accessed 15 August 2019.

11. 27 (Tue)

東京外国語大学 国際関係研究所 連続講演会シリーズ 『現代世界と国際関係』

> 一般公開 事前申込不要

時間 | 16:00-17:30

会場 | 東京外国語大学 研究講義棟 104 教室

言語 | スペイン語

Esta sesión será en español.



"Introducción a la Economía de América Latina" (ラテンアメリカ経済への招待)

Fausto MEDINA-LÓPEZ 氏

(米州開発銀行 特別シニアアドバイザー / 元アジア事務所主席駐在員)

ラテンアメリカの経済事情について、最新のデータをもとに幅広く解説します

★科学研究費(若手 B) 17K17874 「メキシコ経済発展のパラドックス」 お問合せ

国際関係研究所 iir@tufs.ac.jp 内山研究室 n.uchiyama@tufs.ac.jp 学生歓迎!!

連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」 第4回

題目:「"Introducción a la Economía de América Latina" (ラテンアメリカ経済への招待)」

講演者: Fausto MEDINA-LÓPEZ 氏

(米州開発銀行 特別シニアアドバイザー/元アジア事務所主席駐在員)

実施日: 2018年11月27日

会場:東京外国語大学 研究講義棟 104 教室



発銀行ワシントンDC本部より Fausto MEDINA-LÓPEZ特別シニアアドバイザーをお迎えし、本学 104 教室にて講演会が開催された。本講演会はスペイン語を中心に適宜講演者による英語解説も交えて行われ、学部スペイン語専攻学生を中心に、一般参加者を含め 10 数名が熱心に聴講した。

今日、トランプ米大統領が主張するメキシコ国境での壁建設や中米からの移民キャラバン、ベネズエラの政治不安・人道危機など重要な国際情勢の一角を占めるラテンアメリカであるが、日本においては詳細な情報を得る機会は極めて限られ、長年にわたりラテンアメリカの経済開発に関わってこられた同氏の講演会は最新のラテンアメリカ情勢を知る貴重な機会となった。

同氏はスペイン語およびラテンアメリカ事情を勉強中の学部生に配慮し、第一部では平易なスペイン語を用いてラテンアメリカの歴史から現代の経済課題まで非常に丁寧にわかりやすく講演いただいた。また、第二部の意見交換会においては、学生側からも積極的にスペイン語の質問が出され、同氏にも丁寧に応答いただいた。最後には同氏から学生に対し、日本だけでなく世界に目を向け、グローバルに活躍できる人材になってほしいとのエ

- ールが送られ、外大生への期待の大きさを実感した学生たちには良い刺激となった。 以下、当日の講演概要を記す。
- 1. ラテアンアメリカの歴史と文化
 - (i) コロンブスの新大陸発見:実はそれ以前から海賊 (バイキング) が新大陸の存在 を知っていたとも言われている
 - (ii) アメリカ大陸の名前の由来はアメリゴ・ヴェスプッチ
 - (iii) ヨーロッパ人の征服以前に存在した数々の文明
 - アステカ、マヤ、インカなど
 - (iv) それらの文明に関連する世界遺産と先住民の子孫たちが現在でも多く存在する
 - (v) ヨーロッパ文化とアメリカ先住民文化の「出会い」が新たな「ラテンアメリカ文化」を形成した(音楽、食べ物、スポーツなど)
- 2. ラテンアメリカ地域の「二面性」
 - (i) ラテアンアメリカ諸国は面積で見ても経済発展度合いでみても大小様々。
 - ラテンアメリカ各国の GDP 比較
 - (ii) ラテンアメリカ各国別宗主国と言語
 - スペイン、ポルトガル、フランス、オランダ、イギリス
 - (iii) 人的資源と天然資源が豊富なラテンアメリカのポテンシャル
 - 世界全体の 8.5%を占める人口
 - 世界全体の15%を占める面積
 - 豊富な労働力:経済活動人口(15-64歳)が全人口の67%を占める
 - 主な天然資源
 - ▶ 銅:チリ(世界1位)、ペルー
 - ▶ 鉄鉱石:ブラジル(世界3位)
 - 石油・天然ガス:ベネズエラ、メキシコ、コロンビア、ペルー、ボリビア
 - 銀:メキシコ(世界1位)、ボリビア(同6位)、ペルー
 - ▶ 錫:ボリビア(世界4位)
 - ▶ その他、ニッケル、ボーキサイト、エメラルド、鉛、コーヒー、バナナなど
 - (iv) 一方で、ラテンアメリカはさらなる経済発展に向けた様々な課題を抱えている
 - ラテンアメリカの多くの国が一次産品に依存した貿易構造を持つ
 - ▼ジアと比較して低い生産性(経済発展に大きな差が生まれた)
 - 10年ごとに好況と不況を繰り返すラテンアメリカ経済
 - 労働者の半数が不安定なインフォーマル部門での労働に従事している現実

- 3. ラテンアメリカの発展に向けて必要なこと
 - (i) 教育へのアクセスの改善:不平等の解消と生産性の向上につながる
 - (ii) 児童労働を防止し、幼児教育や保健衛生の向上 (予防接種や栄養改善) を実現する
 - (iii) 何がラテンアメリカにおけるビジネスの障害か?
 - 非効率な官僚組織
 - 汚職
 - 税率
 - 不十分なインフラ整備
 - 労働規制
 - 犯罪・治安
 - 労働者の質 など

(文責:内山直子)



時間 | 12:40-14:10

会場 | 東京外国語大学 研究講義棟 108 教室

*意見交換会(112 教室) 14:20-15:50

一般公開 事前申込不要

"Japonismes 2018" ~文化外交への挑戦~

增田是人氏

(国際交流基金ジャポニスム事務局長)

日仏友好 160 周年にあたる今年、日本の魅力を紹介する芸術イベント"Japonismes 2018"が パリを中心としたフランス全土の多数の会場で開催中です。ジャポニスム事務局長である増田是人氏をお迎えし、 文化外交の観点から、日本の国際化、日本外交の活性化、日本の国際貢献などについてお話しいただきます。







*写真は増田氏提供。左から、日仏子供によるサッカー交流、名和昇平氏"Throne"(ループル美術館)、両国大臣スピーチ。

お問合せ 東京外国語大学国際関係研究所 iir@tufs.ac.jp

連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」 第5回

題目:「"Japonismes 2018" ~文化外交への挑戦~」

講演者: 增田是人氏(独立行政法人国際交流基金 JAPONISMES 事務局長)

実施日:2018年11月29日

会場:東京外国語大学 研究講義棟 108 教室



ジャポニスム 2018 響きあう魂 今世紀最大規模の日本文化・芸術の祭典

増田是人 国際交流基金ジャポニスム事務局長

「をちこち」の読者の皆様はフランスを代表する作曲家、ドビュッシーの交響詩『海』の 初版楽譜の表紙に葛飾北斎の浮世絵に似た絵柄が使われていることをご存知でしょうか。 最近公開されたエドゥアルド・デルック監督の映画『ゴーギャン タヒチ、楽園への旅』の中に、ヴァンサン・カッセルが演じるゴーギャンがこの浮世絵のデッサンをみつめているシーンがありますが、当時、パリでは日本の浮世絵が多くの芸術家を魅了し、その作品に多大な影響を与えていました。

「ジャポニスム」は、フランスで生まれ、そして北斎の浮世絵に描かれた大波のように、 大きなうねりをもって世界中の文化・芸術家に影響を与えた芸術運動でした。

今日においても、フランスにおける日本美術の代名詞は「浮世絵」で、パリの美術館では 頻繁に浮世絵展が開催され、常に賑わっています。

さて、こうしたフランス人の期待を見事に裏切るかのように、今年開催される「ジャポニスム 2018:響きあう魂」の展示プログラムの中に「浮世絵展」はありません。何故でしょうか? それは、「ジャポニスム 2018」は、あの「ジャポニスム」ではないからです。

「ジャポニスム 2018」は 2018 年 7 月から 2019 年 2 月までパリを中心にフランスで実施されます。伝統から現代まで、展示、公演、映像、生活文化などの多種多様な日本文化・芸術を紹介する一大プロジェクトです。「ジャポニスム 2018」を通じて、フランス人が 19世紀に味わったような新鮮な驚きと発見をしていただき、これが新たなジャポニスム旋風を巻き起こすことを私たちは期待しています。

ジャポニスム 2018 の開催経緯

「ジャポニスム 2018」は、日仏友好 160 周年にあたる 2018 年に開催することが両国首脳の間で合意されました。企画にあたっては、国際交流基金の中に事務局が設置され、フランスのさまざまな文化機関と協働し、また両国政府及び民間企業の支援も得ながら開催準備が進められています。

ところで、現代の世に送り出す「ジャポニスム 2018」は、どのようなコンセプトのもとに生まれたのでしょうか。その一つの答えは、自然を敬い、異なる価値観の調和を尊ぶ日本人の「美意識」です。

常に外部から異文化を取り入れ、自らの文化と響き合わせ融合させてきた日本人は、時に相反する価値観がぶつかりあいながらも調和し共存するところに「美」があると評価してきました。

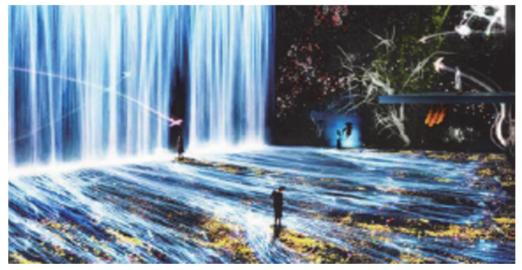
日本文化の原点とも言うべき縄文や、伊藤若冲、琳派から、最新のメディア・アートやアニメ・マンガ・ゲームまで、舞台公演では、歌舞伎、能・狂言、雅楽から、現代演劇、初音ミクまで、さらには食や祭り、禅、武道、茶道、華道など日常生活に根ざした文化。このような日本文化の多様性、根底に流れる感受性や美意識は、現代の排他的で混迷度を深めている国際社会が抱える問題解決の糸口になるかもしれません。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、日本の地方の魅力もアピールし、訪日観光の促進や和食・日本酒、日本茶等、日本産品の海外展開に貢献したいと考えています。また、デザインやファッション、建築、テクノロジーなどの分野における創造力、むだを省いた「引き算」の美学なども世界を魅了する日本の文化といえるでしょう。

フランスが日本色に染まる

パリ市内を中心に 20 を越える会場で繰り広げられるすべての事業をここで紹介すること はできませんが、いくつか代表的な企画についてお知らせしましょう。

まず開幕に先立って5月には、パリ市内北西部に位置するラ・ヴィレットにおいて、チームラボの《teamLab: Au-delà des limites(境界のない世界)》展が始まります。ラ・ヴィレット(1986年オープン)は、ジャック・ラング文化大臣(当時)が設立構想に携わった科学と文化をテーマにした施設です。まさにその当初のコンセプトに合致する日本の最先端テクノロジーとアートを駆使した展示が、大規模に開催されます。



teamLab : Au-delà des limites

チームラボの《teamLab: Au-delà des limites(境界のない世界)》展より

7月は、「ジャポニスム 2018」の公式オープニングを経て、複数のイベントを同時開催します。まず、世界 24 カ国・500 都市で観客を魅了してきた和太鼓集団 DRUM TAO の公演を予定しています。また「ジャポニスム 2018」の全体コンセプトを具現化する展覧会と言える、「深みへ一日本の美意識を求めて一」展が、シャンゼリゼ通り近くにあるロスチャイルド館で開会します。同展覧会は俳優の津川雅彦さんのアイデアを、日本を代表するキュレーターの長谷川祐子さんが構成しました。かの有名なルーブル美術館のピラミッド内には、彫刻家の名和晃平さんの大型彫刻作品を展示します。また、フランスでカリスマ的人気を誇る河瀬直美監督による新作映画上映も予定しています。

9月からは、フランスの文化シーズンも開幕し、連日大型イベントが目白押しです。まさにパリが日本色に染まる(La France à l'heure du Japon)ことでしょう。

パリを代表する市立プティ・パレ美術館で、江戸中期の天才画家である伊藤若冲の大作、 《動植綵絵》と《釈迦三尊像》を、パリ市立チェルヌスキ美術館では、京都建仁寺所蔵の国 宝《風神雷神図屛風》(俵屋宗達筆)を、それぞれ欧州で初めて公開します。



舞台公演では、世界的に有名なパリの芸術祭フェスティバル・ドートンヌに日本のパフォーマンスが 10 作品も入りました。これは大変画期的なことです。国立シャイヨー劇場では 14 年ぶりの歌舞伎公演が行われ、中村獅童さんと中村七之助さんが『鳴神』と『かさね』に出演します。パリ市立劇場 エスパス・ピエール・カルダンでは現代美術家の杉本博司さんが演出する『三番叟』を、人間国宝の野村万作さん、息子の萬斎さん、孫の裕基さんが三人三様の三番叟で挑みます。日本の伝統がどのように次世代に引き継がれているのか注目の作品です。さらに、ブロードウェイなど、世界的に活躍されている演出家の宮本亜門さんによる 3D 映像を利用した能公演『幽玄』の上演も予定しています。

現代演劇の野田秀樹さんや宮城聰さんはもちろんのこと、フランスではまだそれ程知られていない実力派演出家の岩井秀人さん、松井周さん等の作品が フランス人を感動させてくれることにも期待しています。

伊藤若冲 (群鶏図) (動植綵絵 30 幅のうち) 宮内庁三の丸尚蔵館蔵



(参考写真) 現代美術家・杉本博司による舞台空間で、狂言師・野村万作、萬斎、裕基の親子三代による共演

映像事業の中では、特に注目したいのが「日本映画の 100 年」です。フランスには熱狂的な日本映画ファンが多くいることで知られています。小津安二郎や黒澤明、大島渚、北野武監督の知名度は抜群です。今回は無声映画から最近の映画までを 100 本以上網羅して、パリではシネマテーク・フランセーズとパリ日本文化会館で、また、地方でも一部作品を上映します。過去にフランスで上映されていない作品や、4K の最新技術でリストアされた作品も含まれており映画ファンは見逃せません。

日本の生活文化に目を向けると、今回の目玉企画のひとつである「地方の魅力ー祭りと文化」事業をアクリマタシオン庭園とパリ日本文化会館で行います。この庭園は、パリの西部ブローニュの森の入り口に位置するパリジャンの憩いの場です。日本の7つのお祭りを披露するほか、庭園内に屋台を設置し日本のさまざまなB級グルメを楽しんでもらえるように企画しています。日本食は日本が誇る文化のひとつですが、単に日本食を提供するのではなく、調理学校での講習会やレストランでの日本酒、日本茶の試飲企画、UNESCO本部内での地方の食文化紹介事業、さらにポンピドゥ・センターほかで食について考えるシンポジウムも企画しています。

「ジャポニスム 2018」の期間中、パリ市民は日本を堪能することになるでしょう。

響きあう魂

今回はパリ及び地方に存在する文化施設を利用させていただき、50 を超える事業を企画 していますが、これだけの企画を実現するのは簡単なことではありませんでした。日本で大 人気の伊藤若冲もフランスでの知名度は低く、開催までの準備期間と作品の展示期間が短 いこともあり美術館との交渉は難航を極めましたが、幸運にも、パリ市立プティ・パレ美術館のルリボー館長が、数年先の予定まで変更して調整してくださり、実現の運びとなりました。

フランス側の要望を反映させるべく努力したものも多くあります。舞台公演の演目、「日本映画の 100 年」のラインナップなどは、日仏の専門家が議論を重ね、作品の絞り込みを進めてきました。企画によっては現地の許認可を必要とすることもあり、フランス当局のご協力をいただいています。

毎年25万人以上の若者が集うジャパン・エキスポのシルデ共同代表を始め、シュベツエール元ルノー会長やジャック・ラング元文化大臣など、日仏交流の立役者ともいえる方々からの支援にも感謝したいと思います。

フランスは世界に冠たる歴史を有する芸術・文化国家ですが、マクロン大統領も文化・芸術のよき理解者であり、「ジャポニスム 2018」に高い関心を有しているということです。事業の舞台はフランスですが、日本の皆様にもこの事業のインパクトが直接伝わるよう、国内広報にも力を入れています。特に、日本の若い方々に日本文化が海外で愛されていることを知っていただき、自信をもって世界へ踏み出していただきたい。

「ジャポニスム 2018」を通じて、日本とフランスが感性を共鳴させ、協働すること、さらには共鳴の輪を世界中に広げていくことで、21 世紀の国際社会が直面するさまざまな課題が解決に向かうこと、それが私たちの心からの願いです。

12. 21(Fri)

時間 | 14:20-15:50

会場 | 東京外国語大学 研究講義棟 212 教室

一般公開 事前申込不要

東アジアにおける安全保障問題

高橋邦夫氏

(株式会社日本総合研究所国際戦略研究所副理事長、 元在中華人民共和国日本国大使館公使、

元駐スリランカ大使兼モルディブ大使、元駐ネパール大使)

外務省でアジア地域、とくに中国の専門家として活躍された高橋邦夫大使をお迎えし、 現在の東アジア地域が直面している安全保障上の諸問題についてお話をしていただきます。 日本外交に関心のある学生たちの聴講を歓迎します。

連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」 第6回

題目:「東アジアにおける安全保障問題」

講演者:高橋邦夫氏

(日本総研国際戦略研究所副理事長、元在中華人民共和国日本国大使館公使、

元駐スリランカ大使兼モルディブ大使、元駐ネパール大使)

実施日: 2018年12月21日

会場:東京外国語大学 研究講義棟 212 教室



1. はじめに

昨年 12 月に貴学の松隈潤教授から、「東アジアにおける安全保障問題」というテーマで現役の学生諸君に一部 0B の方々を交えた皆さんにお話しする機会をいただきました。その後、お話しした内容を貴学国際関係研究所の活動報告書『現代世界の諸相』に掲載するので、まとめて欲しいとの御要望が来ましたので、今回こうした形でまとめた次第です。

実を申しますと、私が講演させていただきました時には、既に米中の経済貿易摩擦が起きており、原稿をお出しするまでに新たな進展があるだろう、それ故、昨年12月にお話しした内容をそのまま提出する訳にはいかないであろうとは考えていたのですが、その後の東アジアの変動を見ますと、米中摩擦の一層の激化に留まらず、北朝鮮を巡る動き、香港情勢、更には日本と韓国の関係など、私が当初想像していた以上の様々な変化が生じてい

ます。以下に述べます内容も、今年 9 月末時点での状況を踏まえたものですので、読者の皆様にはそれを念頭にお読みいただければ幸いです。なお、私自身としては、単に 9 月末時点での動きを記述するだけでなく、皆様が今後の動きを考えられる際に御参考になるような視点を出来るだけ盛り込んだつもりですが、浅学菲才ゆえに果たしてどこまでそうしたことが実現できたかは心配です。

なお、この論考で意見に関する部分は、あくまで筆者個人の意見であり、筆者がこれまで属した、あるいは現在属している組織の意見ではないことを、予め申し添えます。

2. 東アジアをどう見るべきか

(1)「東アジア」とは

現在の東アジア情勢をどう見るべきか考える前に、まず確認しておく必要があることは「東アジア」とは具体的には、どこを指しているのか、という問題です。かつては、「東アジア」=日本の周辺地域、即ち日本・中国・韓国・北朝鮮・モンゴル、更にはロシア極東地域、台湾などをイメージすることが多かったように思います。しかし、近年の国際政治の動きを見ますと、「東アジア首脳会議」(East Asia Summit)のメンバー国には、日本・中国・韓国に加えて、東南アジア諸国連合(ASEAN)、インド、大洋州(豪州・ニュージーランド)、ロシア、米国が含まれているように、時には非常に広い地域をカバーしています。以下に述べます「東アジア」は便宜上、日本・中国・香港・台湾・韓国・北朝鮮といった国・地域とし、それらの国・地域と関係のある国々についても必要に応じて言及するということにしたいと考えます。

(2) 東アジアをどう見るべきか

これからお話しする内容とも関係することになりますが、「東アジアをどう見るべきか」という点についても、触れておきたいと思います。我々は、「北朝鮮が短距離ミサイルを発射」とか「米中が経済貿易摩擦で、互いに報復関税」などのニュースを見ると、この地域を「不安定」「対立」といったネガティブなイメージで見がちです。しかし、目を広く世界の各地に向けますと、中東での様々な対立、英国の欧州連合(EU)離脱を巡る混乱など様々な対立や混乱が見られ、決して東アジアだけが際立って不安定である訳ではないことがわかります。もう一点、東アジアについて忘れてならないことは、国・地域による発展の度合いの違いや貧富の格差などの問題は存在しますが、全体的に見た場合、東アジアは世界の他の地域に比べると順調に経済発展を続けている地域であると言えましょう。

3. 東アジアが直面する諸問題

東アジアには様々な問題・課題が存在しますが、ここではそれらの問題のうち、我々の 生活にも関係しうる大きな問題として米中の対立、朝鮮半島問題、そして今年になって急 に浮上してきた香港問題について御説明したいと思います。なお、日本自体を巡る問題に ついては、「4. 日本を巡る諸問題」で触れることに致します。

(1) 米中の対立

- (イ) 中国は今年、中華人民共和国建国 70 周年という節目の年を迎えています。過去には 1960 年代半ばから約 10 年間にわたる「文化大革命」などの動乱を経験した中国ですが、1978 年に当時の指導者の鄧小平氏が「改革・開放政策」を打ち出して以降、経済発展重視の方向に舵を切りました。途中、「天安門事件」(1989 年)などで発展のスピードが鈍ることもありましたが、基本的には順調に発展を遂げて来たと言えます。その間、中国は対外的には、鄧小平氏が述べたと言われる「韜光養晦(とうこうようかい)」、即ち「頭を低くして、実力を蓄える」政策を採り、各国との融和に主眼を置いた外交を展開してきたと言えます。
- (ロ) ところが、中国が次第に実力を蓄え、特に 2010 年に日本を抜いて、米国に次ぐ世界第 2 位の経済大国になった頃から、中国国民の意識の高まりもあり、次第にその自己主張を強める傾向が出てきました。そうした雰囲気を背景に、2012 年に中国共産党のトップに就任した習近平・総書記は、アヘン戦争以来の屈辱をはらし「中華民族の偉大な復興」を成し遂げるという「中国の夢」を掲げ、対外面では「大国外交」を展開するようになりました。
- (ハ) 一方、米国でもトランプ政権の発足という大きな変化が見られました。それまでの米国は、良くも悪くも世界のリーダーとして行動して来たと言えましょうが、2017年に就任したトランプ大統領は米国の利益に重点を置く「米国第一」を公約に掲げ、実際に就任直後には米国の利益にならないとして「環太平洋経済連携協定(TPP)」や「気候変動に関するパリ協定」から脱退しました。米国の最大の貿易赤字国・中国との関係についても、中国が不公正な補助金などによって安く製品を製造し米国に輸出しているとして問題視しています。トランプ大統領は主に米国の対中貿易赤字を問題視していますが、米国内には貿易赤字問題に限らず、中国が米国の地位を脅かし始めているとして、中国の国家資本主義的手法(例えば、国家の資源を人工頭脳(AI)や5Gなどに集中的につぎ込むことにより、その分野で世界をリードするなど)を問題視したり、更には中国の「拡張主義的な対外姿勢」を問題視する議会や国防総省などの対中強硬派もいて、今後前者の貿易赤字問題では米中の妥協が出来ても、後者の戦略的な問題についての米中の対立・摩擦は長期化するというのが一般的な見方です。
- (二) こうした米中の摩擦がどのような影響を東アジア諸国に及ぼすのでしょうか。御承知の通り、米中間では互いの国からの輸入品に制裁関税を課す「報復関税合戦」とも言える状況が起きており、互いの経済にマイナスの影響も出始めています。そうしたマイナスの影響は経済がグローバル化している今日、米中間に留まらず、日本を含む様々な国々に及び始めています。例えば、中国製品を作るための多くの工作機械が日本から輸出されていますが、対米輸出が減少する中、日本への新たな工作機械の発注も減少し始めています。

更に、米中間で戦略的な問題での緊張が高まれば、当然東アジアの平和と安定にマイナスの影響が出て来ることは明らかです。

(2) 朝鮮半島問題

- (イ) 北朝鮮による 6 回の地下核実験や各種のミサイル発射実験により、昨年初めまでは 朝鮮半島情勢は緊張した状況が続いていましたが、昨年 2 月の平昌冬季オリンピックを機 に、まず韓国・北朝鮮の間の対話が始まり、その後 6 月には史上初めてとなる米朝首脳会 談がシンガポールで開催されたことは、皆さんも覚えておられると思います。その際の共 同声明では、北朝鮮の非核化や米朝関係の改善などが謳われましたが、その後そうした合 意を具体的にどのように実行していくのかについての事務レベルの話し合いが進まず、今 年 2 月のハノイでの 2 回目の首脳会談、更にはトランプ大統領が大阪での G20 首脳会談出 席後に韓国を訪問した際に北朝鮮との軍事境界線にある板門店で行われた第 3 回の首脳会 談でも双方の溝は埋まらず、なお非核化に向けた具体的な進展は見られません。その間、 北朝鮮は短距離ミサイルを何度か日本海に向けて発射するなどして、米国への揺さぶりを かけています。
- (ロ) ここで忘れてはならないことは、トランプ大統領の考え方です。米国では来年秋に大統領選挙があり、トランプ大統領は再選を目指しています。そうしたトランプ大統領は、北朝鮮問題にしろ対中関係にしろ、それにいつ、どのように対応することが自らの再選戦略にとって有益かという視点で考えていると言われています。特に、最近、野党民主党が下院においてトランプ大統領の弾劾手続きを始めたことから、内政面で苦境に立たされれば立たされるほど、外交面で国民にアピールする政策を採るのではないかとも言われています。北朝鮮に対する対応にあてはめますと、北朝鮮の非核化に向けた長期的な戦略なしに、どのタイミングでどのようなことをすれば、アメリカ国民、特にトランプ大統領を支持している「岩盤支持層」にアピールするかを考えて、具体的な政策を決めていくということです。例えば、現在噂されているのは、現職の米国大統領として初めて北朝鮮の首都・平壌を訪問するのではないか、ということで、一種の「危うさ」が漂います。
- (ハ)「瀬戸際外交」と言われるしたたかな外交を展開してきている北朝鮮が、こうしたトランプ大統領がおかれた国内状況、またそれに基づくトランプ大統領の外交のやり方を見逃すはずはありません。トランプ大統領が置かれた国内状況も見据えながら、どのような対米外交を行えば、北朝鮮にとって一番有利な形で状況が展開していくかを見極めようとしているでしょう。更に、昨年以降再び北朝鮮への影響力を回復してきている中国の動き、また支持率が低下する中、北朝鮮との関係改善により支持率を回復させようとする韓国の文在寅政権の動向など、当面、東アジアの安全保障情勢に直接影響を与える朝鮮半島情勢から目が離せません。日本も自国の安全保障に直接関係する問題として、北朝鮮の核・ミサイルの問題解決に積極的に関わって行くべきであり、そうすることにより日本にとり大きな問題である拉致問題解決の糸口も出て来ると考えます。

(3)香港問題

現時点では、直接的に東アジアの安全保障状況に影響を与えるものではありませんが、 中国の今後を見る上でも見過ごすことができない、最近の香港の情勢についても簡単に触 れておきたいと思います。

- (イ) 現在、香港では多くの市民が抗議デモに参加し、一部の過激な行動をとるグループが警官隊と衝突するという状況が毎週のように繰り返されています。こうした状況の発端は、香港政府が「逃亡犯条例」を改正して容疑者を中国に引き渡すことが出来るようにしようとしたことです。これに対しては、中国に批判的な若者層だけでなく、例えば中国と日常的に取引関係がある香港の経済人も、ビジネス上のトラブルにより身柄が中国に引き渡される恐れがあるとして反対を表明したことが示すように、5年前に行政長官の普通選挙を求めて起きた反対運動(「雨傘運動」)の時以上に、広範な香港市民が反対を表明しています。
- (ロ) 当初、香港政府は抗議グループが要求した「逃亡犯条例」改正案の撤回に応じませんでしたが、抗議運動が終息しない状況を踏まえて9月に入り、漸く撤回を表明しました。しかし、現在では、抗議グループの要求は「逃亡犯条例」改正案の撤回にとどまらず、林鄭月娥・行政長官の辞任と普通選挙による後任選出や、警察の暴力に関する独立調査委員会の設置などにも及んでおり、特に普通選挙による行政長官選出は香港政府の後ろ盾である中国政府としては中々飲めない要求です。
- (ハ) 現時点では、この問題が今後どのように展開していくか見通せないのが実態ですが、 観光客の減少など香港経済に徐々にマイナスの影響が出てきています。それに伴い、これ まで抗議グループに同調してきた香港の経済界が、抗議活動に距離を置くようになってい るとも言われています。

香港の問題は、単に香港だけの問題ではなく、中国が統一を目指す台湾の問題にも既に直接影響を与えており、更には将来の中国自体の在り方にも影響を与えうるとも言われています。その意味では、香港問題も広い意味では、東アジアの将来の安全保障状況に関係すると言えましょう。

4. 日本を巡る諸問題

東アジアの安全保障状況の主なものは上に書いてきた通りですが、日本はそうした状況 を踏まえてどう対応すべきかを述べて、本稿を終えたいと思います。

近年、日本は中国との関係を急速に改善させています。昨年、李克強首相と安倍首相が相互に相手国を訪問し、今年は大阪で G20 首脳会議が開催された機会に習近平国家主席が訪日しました。更に、習近平国家主席は来年春に国賓として訪日することになっています。中国が急速に日本との関係改善を行っている背景には、上記のように中国が米国と様々な問題・摩擦を抱えている事情があるといわれていますが、日本は米国とは日米安保条約を結んでいる同盟関係にあります。双方と緊密な関係を有する日本としては、様々な場面で

米中が対立することが東アジアの、更には世界の平和・安定・繁栄にとりマイナスであることを米中両国に訴えていく必要があり、そうすることが日本の国際的な地位を高めることにつながると考えます。そうでない場合、例えば米国がファーウェイに代表される中国のハイテク企業への規制を行う際に、日本にも同調を求めてくることも考えられ、日本は米国を選ぶか中国を選ぶかの「二者択一」という受け身の対応を迫られる可能性もあります。

現在、より深刻な問題は、日本と韓国の関係です。本来、日韓両国は共に自由主義と市場経済を標榜する国同士として、またそれぞれ米国と同盟関係にある国として、北朝鮮情勢などに協力して対応してきた関係です。しかし、日本が1965年の日韓請求権協定により解決済みとしている「徴用工問題」について韓国の大法院(最高裁)が日本の民間企業に損害賠償を命じ(2018年10月)、また慰安婦問題に関して2015年の日韓合意に基づいて設立された「和解・癒やし財団」を韓国政府が一方的に解散(2019年6月)するなどの状況が生じて以降、急速に関係が悪化しています。また、韓国海軍による自衛艦へのレーダー照射(2018年12月)や、韓国による「軍事情報包括保護協定(GSOMIA)」の破棄の決定(2019年8月)なども起きています。他方、日本政府も韓国政府の兵器に転用可能な品目の規制が不十分であるとして、韓国向けの半導体材料の輸出管理を厳格化し、韓国から見れば「徴用工問題」への報復措置とも取れる動きをしており、歴史に関係する問題にとどまらず、両国の経済関係、安全保障関係にまで問題が拡散しています。それに伴い、両国国民の感情も悪化し、特に韓国からの訪日観光客も減少しています。

こうした状況に対し、どう対応すべきなのでしょうか。今これらの問題を一気に氷解させる方法は思いつきません。ただ、日本は過去に朝鮮半島を植民地化したという事実を踏まえて、韓国国民の対日感情には複雑な背景があるということを念頭に地道に対話・交流を重ねていくしかないと思います。

以上、縷々書いて来ましたが、最後に若い皆さんにお願いがあります。以下に述べる内容は貴学には当てはまらないと思いますが、日本が豊かになるにつれて、若者が眼を外に向けない内向きの姿勢が強まっていると言われ、またその結果自分に都合の良いことだけを考える「独りよがりの思考」が出て来ていると言われます。東京外国語大学の皆さんにはそうした状況に陥らず、絶えず眼を広く世界に向けて、真の意味での「世界の中の日本」のあり方を考える存在であり続けて欲しいと思います。

(文責:高橋邦夫)

東京外国語大学 国際関係研究所 連続講演会シリーズ

1. 15 (Tue)

時間 | 14:30-15:50

会場 | 東京外国語大学

国際関係研究所(401-3室)

一般公開 事前申込不要

言語|英語



"Romances across Borders: Experiences of Thai Women in International Marriages"

Dr. Ratana Tosakul

(本学特任教授・特定外国語(タイ語)主任教員)

★共催:京都大学東南アジア研究所「東南アジア研究の国際共同研究拠点」(ICPR)

2018 年度 共同研究「東南アジア大陸部稲作経済の新展開:タイにおける日本米と香り米の栽培・商品化」

(宮田敏之・東京外国語大学大学院総合国際学研究院・教授)

お問合せ:国際関係研究所 iir@tufs.ac.jp

"Romances across Borders: Experiences of Thai Women in International Marriages"

連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」

題目:"Romances across Borders: Experiences of Thai Women in International

Marriages"

講演者: Dr. Ratana Tosakul

(本学特任教授、特定外国語(タイ語)主任教員)

実施日:2019年1月15日

会場:東京外国語大学 国際関係研究所(401-3室)



14:30-15:50, January 15, 2019
Institute of International Relations
Tokyo University of Foreign Studies

"Romance across Borders: Experiences of Thai Women in International Marriages¹"

Ratana Tosakul, PhD

Social Anthropology and Southeast Asian Studies

Visiting Thai Language Instructor

(Apr 2018-Mar 2019)

Affiliated with the Thai Studies Department

World Languages & Societies Education Institution

Tokyo University of Foreign Studies

Summary of the presentation

My presentation is focused on the lived experiences of Thai women from different economic and social class strata who have chosen international marriages and relocated to reside with their foreign spouses abroad. Special attention will be given to the Thai women from poor rural village backgrounds, particularly those from northeastern Thailand who have immigrated to reside with their Japanese spouses in Japan.

Materials for this presentation are drawn from my current research project of Thai immigrants in Japan. Specifically, the data were obtained from my anthropological fieldwork with diverse Thai immigrants in Tokyo and Ibaraki from late 2013 to 2018 with an exception of 2014-2016 during the time I went back to Thailand to resume my teaching post at the Faculty of Sociology & Anthropology, Thammasat University in Bangkok. The field data in Japan were primarily collected from some female Thai immigrants I met at a Thai Buddhist temple in Tokyo, at a Thai restaurant in Ibaraki, and via cyberspace. I examine various aspects of Thai women's lived experiences through their international marriages with Japanese spouses and their identity construction while residing in Japan.

Occasionally, for relevant comparison, I have referred to the data from my

 $^{^1}$ The summary is prepared for my public lecture at Tokyo University of Foreign Studies on Jan 15th, 2019.

previous research project about the intermarriages of village women in northeastern Thailand with foreign spouses from western societies conducted during 2004-2005 primarily in a rural village of northeastern Thailand. The ethnographic methodology of anthropology discipline has been employed to collect data and theorization.

Based on the data analysis and theorization, I aim to reflect on Thai women's lived experiences, survival strategy, and processes of their identity construction in a global arena. As women are diverse economically, politically, socially and culturally in all societies, their lived experiences are not identical. According to the interviews with 45 Thai female immigrants in Japan, there are three major ways used by these women to link with their Japanese husbands: 61 percent met their husbands through the workplace, 25 percent met through a circle of family or friends, and 14 percent met through travel or personal contacts.

In Japan, many Thai women from urban middle-class backgrounds with a college education (from BA to Ph.D. levels) reflect that they have encountered recession in their career advancement following international marriages and relocation to reside with their spouses in Japan. These professional career women, such as a university professor, a nurse, a dentist, a scientist, and so on find it difficult to seek secured employment permanently based on their professionalism. They maintain that Japanese society has not yet fully utilized their intellectual and skills potentialities. Many have ended up being full-time housewives in their transnational families where they feel economically and socially marginalized and thereby a loss of their self-esteem. They do not see the opportunity for upward mobility about their career advancement. By contrast, those from similar social strata and educational backgrounds who have chosen to marry European or American spouses feel more relaxed about employment opportunities and career advancement in those host societies.

The experiences of women from poor rural villages in northeastern Thailand are rather different. They can fit themselves within the so-called '3 Ds' jobs featured by dirty (kitanai), dangerous (kiken) and difficult or demanding (kitsui) in Japan and elsewhere in western societies where they are currently residing. This has allowed low educated and unskilled rural village women from Thailand and elsewhere in Southeast Asia to earn a living wage which is not high, but somewhat better than what they previously earned from drudgery works at their home of origin. This has allowed the majority of women from the poor rural village backgrounds to be able to remit money to maintain their poor rural households in Thailand and elsewhere in Southeast Asia.

Similar to many poor women in Southeast Asia, some women from poor rural village backgrounds have adopted marriage migration to be their primary survival

strategy for maintaining poor rural households. Despite structural constraints, those rural village women are not entirely victims of the political, economic and cultural globalizing processes. They are actually 'agents' of their actions. Within these economic, political, social and cultural constraints, they have attempted to look for interstices for negotiation and empowerment. While experiencing the world at large, those Thai village women are not only influenced by global modernity but also bound by their traditional obligations and responsibilities to fulfill their traditional roles as dutiful daughters to their parents and good mothers to their children.

Thai women, in general, regard Japan as a highly safe, peaceful, and beautiful country with environmental cleanliness. They are especially satisfied with the Japanese public transportation which is characterized by punctuality, superb service, safety, and easy accessibility throughout the entire country.

Nonetheless, there are some obstacles encountered by them linguistically and culturally. Linguistic barriers (in both Japanese and English among some Thai women) and insufficient understandings of the Japanese cultural lifestyles have limited those women to fully participate in Japanese society and culture. Also, the previous image of Thai women related to the sexual entertainment enterprise in Japan during the 1970s and the early 1980s continues to haunt some elderly Japanese parent-in laws to wholeheartedly accept their female Thai -in-laws (despite from different backgrounds) into the families. This has posed severe tensions between both parties. Some Thai women have demanded to live separately from their Japanese parent-in laws. Likewise, social discrimination even among some Thais to those once engaged in the sexual business also persists. Also, cultural clashes between Thai rural village women from a matriarchal societal background who play a key role to maintain their poor rural households in Thailand and Japanese spouses from a highly disciplinary male-dominated society do persist.

About the processes of identity construction of those Thai women in Japan, I maintain that identity construction is not a one-way process of Thai into the Japanese culture. Cultural assimilation of Thai into Japanese culture is not their strong identity construction. Rather, they have adjusted to co-exist peacefully with other groups in the host society while retaining their local Thai identity. A Thai Buddhist temple has served as space (socially and spiritually) for them to collectively express their local Thai identity in the host society. I argue that what is transnational is embedded in the local. Local and global relations do not cause the disappearance of the local culture in the global context. Thai immigrant subjects, especially women do maintain a strong sense of belonging to and connect with their home of origin. Their lived experiences play out

"Romances across Borders: Experiences of Thai Women in International Marriages"

in relationships not only to inter-ethnic groups and boundaries but also to the connectedness and disconnectedness of other articulated fields of identity-- of class, religious, gender, and place. The study reassesses issues surrounding their identity construction and attempts to arrive at the phenomenological analysis of ethnicity in contemporary Japan that casts light on the ways culture construction is lived and experienced.

国際関係研究所 研究会

国際関係研究所 所員研究会

2018年度

第1回

報告者:鈴木路子 (ロンドン大学 SOAS 博士後期課程)

Speaker: Michiko SUZUKI (PhD student, SOAS, University of London)

"The Crisis of Internationalism: The 15th International Conference of the Red Cross in Tokyo, 1934"

(国際協調主義の危機:第15回赤十字国際会議(1934年 東京開催))

6. 26 (Tue)
16:00-17:30
Venue
IIR (Room 401-3)
国際関係研究所(401-3 室)

一般公開

Open to students, faculty members, and public.

使用言語:英語 This session will be in English.

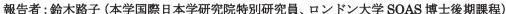
*お問合せ:国際関係研究所 (E-mail: iir@tufs.ac.jp)
*For further Information, E-mail to: iir@tufs.ac.jp

「"The Crisis of Internationalism: The 15th International Conference of the Red Cross in Tokyo, 1934" (国際協調主義の危機: 第 15 回赤十字国際会議(1934 年東京開催))」

国際関係研究所研究会

"The Crisis of Internationalism: The 15th International Conference of the Red Cross in Tokyo, 1934" (国際協調主義の危機:第15回赤十字国際会議(1934年東京開催))

2018 年 6 月 26 日 東京外国語大学国際関係研究所(401-3 室)





2018年6月26日、本学国際日本学研究院の特別研究員、鈴木路子氏(ロンドン大学 SOAS 博士課程)を国際関係研究所にお迎えし、「国際協調主義の危機――第15回赤十字国際会議(1934年東京開催)」(英語)と題した報告をおこなっていただいた。

世界大恐慌、満洲事変、そしてドイツの国際連盟脱退と国際主義を揺るがす事件がつづくなか、既存の国際秩序に対する挑戦者とみられていた日本の首都で 1934 年 10 月に開催された赤十字国際会議は、危機の時代にあって人道主義と多国間主義が果しえた役割を見きわめられる格好の考察対象である。会議の背景と経過を歴史資料にもとづいて検討した鈴木氏の報告は、国際関係史の視点からも、国際政治学・国際関係論の視点からも興味深い内容であった。

国際関係研究所内で開かれた小規模な研究会ではあったものの、本学国際日本学研究院の専任教員にくわえ、ロンドン大学 SOAS から国際日本学研究院の特別招へい教員として来日していた Martyn Smith 氏(現シェフィールド大学)の参加もあり、鈴木氏による報

告につづき、国際赤十字運動と国家の関係、とりわけ日本赤十字社の社長を徳川家達が務めていた意味などをめぐって活発な討議が繰り広げられた。

以下、報告の要旨と報告に使用されたスライドの一部を掲載する。

(文青: 春名展生)

The Crisis of Internationalism: The 15th International Conference of the Red Cross in Tokyo, 1934

Michiko Suzuki, PhD Candidate, History Department, SOAS University of London

Institute for International Relations Workshop, Tokyo University of Foreign Studies

26 June 2018, Tokyo (Japan)

Abstract

The Japanese Red Cross Society (JRCS) hosted the 15th International Red Cross Conference in Tokyo in 1934 amidst extreme global uncertainty. It was the first International Red Cross Conference that took place in Asia, and was one of the largest scale international congresses in the interwar period. Although the League of Red Cross Societies and the League of Nations were founded in 1919, their trial of the development of an international peace programme did not last long. The world suffered from the Great Depression brought about by the advent of fascism and the rise of ultra-nationalism. In Europe, Nazi Germany started to expand; the Middle East suffered for international political uncertainty. Focusing on the Japanese Empire, its military operations became fiercer in East Asia, and established Manchukuo in 1932. In the following year, Japan announced its withdrawal from the League of Nations, causing a malfunction in the international organisation. Amidst the extreme international crisis, JRCS President Tokugawa Iesato, the 16th head of the Tokugawa Family, initiated to have the Conference in Tokyo, and the meeting unanimously adopted the Tokyo Declaration, which called on the world to afford protection to civilians within a wider context for the first time. The proclamation became the foundation of the Fourth Geneva Convention relative to the Protection of Civilian Persons in Time of War of 1949.

This paper analysed to what extent the Conference in Tokyo imposed the discourses of the crisis of humanitarianism and Wilsonian internationalism within a transnational historical context, and investigated a historical paradox of 'neo-humanitarianism', which understood the role of the Red Cross organisation and

国際関係研究所研究会

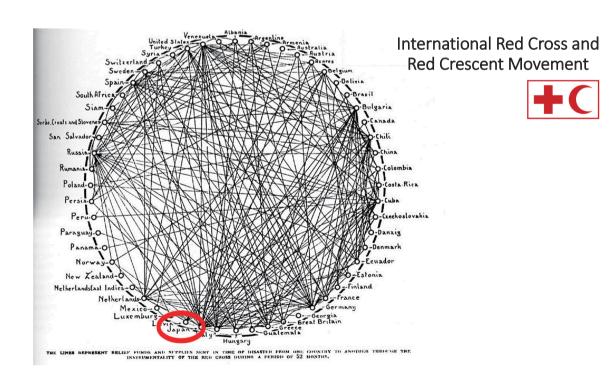
「"The Crisis of Internationalism: The 15th International Conference of the Red Cross in Tokyo, 1934" (国際協調主義の危機:第 15 回赤十字国際会議(1934 年東京開催))」

humanitarianism in the context of modern nation states and the International Law of War.

The 15th International Conference of the Red Cross in Tokyo (1934)

- The supreme deliberative events, meeting every four years.
- Participants: 191 representatives of International Red Cross and Red Crescent Movement, and 81 state representatives from nations around the world.
- Promoted the Junior Red Cross Movement
- Used English language.
- Tokyo Declaration of 1934.





「"The Crisis of Internationalism: The 15th International Conference of the Red Cross in Tokyo, 1934" (国際協調主義の危機: 第 15 回赤十字国際会議(1934 年東京開催))|

Humanitarians and the Anxiety of the Interwar Period

'If war occurred in future, it would be much more cruel and brutal than the European Great War (World War I).'

By Inoue Enji, Director General of the Investigation Department (JRCS)

'The atmosphere of political tension, what I find prevailing in Europe, is both discouraging and disquieting.'

By Lewis E. de Gielgud, Vice-director of the LORCS

'Incredibly deplorable...' (Japan's leave from the League of Nations.)

By Ninagawa Arata, JRCS Official, Scholar of International Law

Global helpmate identity / Humanitarian diplomacy

Tokugawa Iesato, President of the JRCS

(The 16th Head of the Tokugawa Clan)

'The JRCS is not only a humanitarian organisation, which works in a national framework to support the wartime state, but it is also a Society that carries out a range of natural disaster relief activities anywhere without boundaries – both in Japan as well as overseas.'



Wilsonian Internationalism and the Conference

Ambrosius	Wilsonian ideology was a new pattern of liberal internationalism.
Manela	The Wilsonian moment marked 'the beginning of the end of the imperial order in international affairs'.
Ninkovich	Wilsonian internationalism represented the realism of the US foreign policy. Great depression; the Japanese conquest of Manchuria; malfunction of the League of Nations; Nazism in Germany.
Inoue & Gielgud	International Red Cross and Red Crescent Movement shared the same critical sentiment about that age: the crisis of internationalism. +C
Internationalism	The conference demonstrated that the reaction of the Red Cross to the fragile foreign political environment was also realistic and pragmatic. +C

Tokyo Declaration of 1934

- Emphasised the importance of the protection of non-combatants from chemical and biological weapons.
- Encouraged continuing efforts to establish a legal basis for protecting civilians from aerial warfare.
- Emphasised the protection of civilians of hostile nations, who were present in both territories and occupied areas of every belligerent.
- Concerned the consequences brought about by war waged without official declaration.

Gained unanimous approval



The Fourth Geneva Convention relative to the Protection of Civilian Persons in Time of War of 1949

国際関係研究所 所員研究会

2018 年度 第 2 回



画像: http://www.courts.go.jp/より

報告者:鈴木美弥子

(本学大学院総合国際学研究院 准教授)

「監督義務者責任についてー未成年者ケースを中心に」

日時 2018年7月18日 (水)

16:00~17:00

会場 国際関係研究所(401-3室)

一般公開·事前申込不要

*17:00~ 国際関係研究所 所員総会 (所員限定)

お問合せ:国際関係研究所 (E-mail: iir@tufs.ac.jp)

国際関係研究所研究会 「監督義務者責任について―未成年者ケースを中心に」

2018年7月18日 東京外国語大学 国際関係研究所 研究講義棟(401-3 室)

報告者:鈴木美弥子(本学大学院総合国際学研究院准教授)

I 監督義務者責任とは

不法行為による損害賠償責任(民法 709条)

「他人に損害を加えても」、責任能力がない場合、賠償責任なし

未成年者で責任能力がない … 民法 712 条 (一般に 12 歳程度が境目)

精神上の障害により責任能力がない … 民法 713 条 責任能力…自己の行為により法的責任が発生することが認識できる程度の能力

← これを欠いた行為は、法的に非難不可能 → 責任なし

責任無能力者が賠償責任を負わない場合、責任無能力者の法定監督義務者、代理監督義務者 は、その損害について賠償責任を負う。ただし、監督義務者が、監督義務の懈怠がなかった ことを立証すれば免責される

一 責任無能力者の監督義務者責任(民法 714 条)

民法 714 条による監督義務者責任以外に、判例により、民法 709 条に基づき、責任能力のある未成年者の監督義務者責任が認められている ← 本報告では、比較のみ

[不法行為による損害賠償責任]

民法 709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

[責任能力]

民法 712 条 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。

民法713条 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に 損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時 的にその状態を招いたときは、この限りでない。

[責任無能力者の監督義務者等の責任]

民法 714 条

- 1 項 前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者 を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責 任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなく ても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。
- 2項 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。

Ⅱ 監督義務の範囲

- (1) 監督義務の種類
- ① 特定の加害行為の防止に関する具体的監督義務 ある程度特定化された状況の下で、ある程度特定化された危険行為をすることを予見し、それを防止するよう監督すべき義務
 - ← 責任無能力者が直前に危険行為、日頃から粗暴等の事情がある場合
- ② 被監督者の行動一般に関する一般的監督義務 無能力者の生活全般にわたって監護し、危険をもたらさないような行動をするよう教育し、 躾をする義務
 - ← 上記の事情がなくとも、問題となる

小学校教員 … ①のみ ← 「監督義務の懈怠なし」の立証は、ある程度可能 親権者 … ①のみならず、② ← 従来、上記の立証は、ほぼ不可能 責任能力のある未成年者の監督義務者責任の場合

- 事前の素行、未成年者の年齢、親の影響可能性等から監督義務を判断
- (2) サッカーゴール事件 最高裁平成27年4月9日第一小法廷判決(判例時報2261号145頁) 責任能力がない11歳の小学生が、放課後、校庭で蹴ったサッカーボールが路上に飛び出し、それを回避しようとして転倒した高齢者が、受傷後死亡

[判旨]

- ①「(a)満 11 歳の男子児童であるBが本件ゴールに向けてサッカーボールを蹴ったことは、ボールが本件道路に転がり出る可能性があり、本件道路を通行する第三者との関係では危険性を有する行為であったということができるものではあるが、(b)Bは、友人らと共に、放課後、児童らのために開放されていた本件校庭において、使用可能な状態で設置されていた本件ゴールに向けてフリーキックの練習をしていたのであり、このようなBの行為自体は、本件ゴールの後方に本件道路があることを考慮に入れても、本件校庭の日常的な使用方法として通常の行為である。また、(c)本件ゴールにはゴールネットが張られ、その後方約10mの場所には本件校庭の南端に沿って南門及びネットフェンスが設置され、これらと本件道路との間には幅約1.8mの側溝があったのであり、本件ゴールに向けてボールを蹴ったとしても、ボールが本件道路上に出ることが常態であったものとはみられない。(d)本件事故は、Bが本件ゴールに向けてサッカーボールを蹴ったところ、ボールが南門の門扉の上を越えて南門の前に架けられた橋の上を転がり、本件道路上に出たことにより、折から同所を進行していたBがこれを避けようとして生じたものであって、Bが、殊更に本件道路に向けてボールを蹴ったなどの事情もうかがわれない。」
- ②「(a)責任能力のない未成年者の親権者は、その直接的な監視下にない子の行動について、人身に危険が及ばないよう注意して行動するよう日頃から指導監督する義務があると解されるが、本件ゴールに向けたフリーキックの練習は、上記各事実に照らすと、通常は人身に危険が及ぶような行為であるとはいえない。また、(b)親権者の直接的な監視下にない子の行動についての日頃の指導監督は、ある程度一般的なものとならざるを得ないから、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合は、当該行為について具体的に予見可能であるなど特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を尽くしていなかったとすべきではない」

「本件では、Bの父母である上告人Yらは、危険な行為に及ばないよう日頃からBに通常のしつけをしていたというのであり、Bの本件における行為について具体的に予見可能であったなどの特別の事情があったこともうかがわれない。」

- (3) 最高裁判決の意義
- ① 本件の原審判決

(大阪地裁平成 23 年 6 月 27 日判決 判例時報 2123 号 61 頁、大阪高裁平成 24 年 6 月 7 日 判決 判例時報 2158 号 51 頁)

従来の監督義務者責任に関する判例・学説に沿ったもの

- (i) 最高裁判決(1)(a)と同様の行為の危険性の認定
 - → B の危険に関する予見可能性、それに基づき、過失、違法性の認定
- (ii)「子供が遊ぶ場合でも、周囲に危険を及ぼさないよう注意して遊ぶよう指導する義務があり、校庭で遊ぶ以上どのような遊び方をしてもよいというものではないから、この点を理解させていなかった点で、Yらは監督義務を尽くさなかった。」(控訴審判決) (第一審判決では、監督義務を検討することなく、直ちに責任を認めている)
- ② 最高裁判決
 - (i) ①(a) → ・ 「校庭の通常の使用」であり、本件の設備、周囲の状況等から「通常 は人身に危険が及ぶような行為」とはならない
 - · Bの違法性・過失等を認定せず → IV以下
 - (ii) ②(a) 親権者の一般的・包括的監督義務 ただし、責任無能力者の行為時の客観的状況のもとで行為の危険性を評価 し ((①(b)、①(c)、①(d))、それに応じた監督義務を設定
- Ⅲ 民法 714 条における責任無能力者の行為の意義
 - (1) 従来の通説的理解

民法 712 条 713 条「他人に損害を加える」

民法 714条 「前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない」

- → 責任能力を除き、不法行為の要件(故意・過失、権利侵害・違法性等)を充足と解する ただし、不法行為の要件に関し、責任能力が故意・過失の前提となると説明されている
- (2) 過去の最高裁判決
- 游技ケース
- ・ 鬼ごっこによる傷害 (加害者…小学2年生) 最判37年2月27日(民集16巻2号407頁) 「「鬼ごっこ」という一般に容認される遊戯中前示の事情の下に他人に加えた傷害行為は、特段の事情の認められない限り、違法性を阻却」
- 戦争ごっこによる傷害 (加害者…小学2年生、弓矢使用) 最判昭和43年2月9日(判例時報510号38頁)

「遊戯中の行為であるからといっても、その行為の態様、特に、本件のように重大な結果を 発生するおそれがあることなどからみて社会的に是認されるものではなく、違法性がない とはいえない」

行為の違法性を問題

ただし、被害者は、上記ケースは游技の参加者、サッカーゴール事件は通行人

② 失火ケース (加害者…小学4年生)

荒廃した無人の倉庫に入り込み、そこにあったマッチで火遊びをし、倉庫が全焼 失火責任法 … 重過失の場合に責任あり

(i) 原審 (東京高裁平成3年9月11日 判例時報1423号80頁)

「無能力者の行為といえども、その事理弁識能力を前提として、その年齢・能力相応のレベルを基準に、その行為態様につき、過失に相当するものの有無及びその軽重を論ずることは可能」

- → 失火につき、責任無能力者に故意又は重過失に相当するものがあると認められる場合に、 監督義務者責任が生ずる
 - ← [批判] 本件のように、責任無能力者が 10 歳程度であれば、重過失・過失に相当する ものを想定することは可能だが、事理弁識能力のない幼児については、故 意・重過失に相当するものは全く観念できず、その結果、事理弁識のない幼 児の場合こそ、監督義務者の責任が重要となるはずであるのに、民法 714 条 による責任を問えない

(ii) 最高裁判決 (最判平成7年1月24日 判例時報1519号87頁)

「民法 714 条 1 項の趣旨は、責任を弁識する能力のない未成年者の行為については過失に相当するものの有無を考慮することができず、そのため不法行為の責任を負う者がなければ被害者の救済に欠けるところから、その監督義務者に損害の賠償を義務づける・・・」

「責任を弁識する能力のない未成年者の行為により火災が発生した場合においては、民法 714 条 1 項に基づき、未成年者の監督義務者が右火災による損害を賠償すべき義務を負うが、右監督義務者に未成年者の監督について重大な過失がなかったときは、これを免れるものと解するのが相当というべきである。未成年者の行為の態様のごときは、これを監督義務者の責任の有無の判断に際して斟酌することは格別として、これについて未成年者自身に重大な過失に相当するものがあるかどうかを考慮するのは相当でない。」

(iii) 検討

- (i) 責任能力のない未成年者の過失・重過失の認定 ・・・ (1) に沿うもの
- (ii) 責任能力のない未成年者の過失・重過失は想定できず、未成年者の行為の態様は、 監督義務者の責任の考慮要素 ・・・ (1) から離れる。

IV 監督義務者責任の性質と判断枠組み

- (1) 民法 714 条による監督義務者責任の性質
- ① 監督義務者が自ら監督義務を怠ったこと(監督上の過失)に基づく自己責任(民法起草者)
- ② 行為者に代わって監督義務者が責任を負うという代位責任
- (2) 近時の有力説(中原説)

(中原太郎「代位責任の意義と諸相」論究ジュリスト 16 号 41 頁以下(2016 年))

「過失評価の対象は何か」、「第一次的責任主体者は誰か」といった観点から検討

「過失評価の対象」

- ・ 直接の加害者の行為 ・・・ 代位責任
 - ← 責任無能力者の責任能力以外の不法行為の要件充足を求める見解と親和
- ・ 責任負担者の行為 ・・・ 自己責任

代位責任

- ・ 責任負担者を第一次的責任負担者 ― 直接責任的代位責任
 - 被監督者が監督義務者の行為を実現し、それを後者に帰属させる関係に適する ただし、「組織」、使用者責任・国家賠償には妥当するが、「家族」は該当せず

国際関係研究所研究会

「監督義務者責任について - 未成年者ケースを中心に」

- ・ 直接の加害者を第一次的責任主体、責任負担者を第二次的責任主体-間接責任的代位責任
 - 責任無能力者は定型的に賠償資力が乏しく、それは社会的リスクであり、家族関係で 権威的地位を有する者(責任負担者)が負担する

自己責任 - 被監督者の属性や、加害行為の性質・態様等、様々な要素を考慮して、柔軟に 監督義務違反について判断することが可能

V おわりに

サッカーゴール事件最高裁判決の方向性

- 未成年者の責任無能力者の監督義務者(親権者)の義務
 - ・・・ 限定的な場面ではあるが、柔軟な判断へ
- ・ 民法 714 条において、責任無能力者の責任能力以外の不法行為要件の充足を検討することから離れる

監督義務者責任の要件の再検討

責任の性質として、自己責任と考えることが、柔軟な判断を可能にし、理論的にも、それ に適する

(文責:鈴木美弥子)

国際関係研究所 所員研究会

2018年度第3回



■報告1.「中国におけるモンゴル人の民族予科教育」ドリナ(本学大学院博士後期課程)

般公開

□報告 2.

「教育機会均等の視点からみる中国の高等学校における オンライン教育の現状と課題」 林静(本学大学院博士後期課程)



[日時] 2月20日(水) 16:00-17:15

【会場】国際関係研究所(研究講義棟 401-3 教室)

*17:20~ 国際関係研究所 所員総会(所員限定)

国際関係研究所研究会 「中国におけるモンゴル人の民族予科教育-内モンゴル A 大学を例に-」

2019年2月20日東京外国語大学 国際関係研究所 研究講義棟(401-3室)

報告者: 道日娜(本学大学院博士後期課程)



1. 問題の所在・目的

中国は「改革開放」後、経済発展のため、高等教育が重視された。そのため、高等教育の大衆化を迎えた。しかしながら経済発展の先進地域や都市部において進学率が高く、高等教育機会をめぐる不平等さが指摘されている。

少数民族の場合、大学入試における優遇政策(加点政策)の実施や民族クラス、民族予科クラスの設置により、高等教育機関への入学を保証している。一方、高校まで民族語で教育を受けた少数民族の学生は限られた民族大学や少数民族地区の高等教育機関にしか進学できていない。また、進学できる学科も理系より文系が多くなっている。内モンゴルの場合、民族予科に入学できたら一年後より多くの学科、実用的な学科に入学できることや本科において漢語で教育を受けられることから就職にメリットがあり、多くの学生や保護者にも人気がある。そのため、内モンゴルのほとんどの高等教育機関にモンゴル語で教授する民族クラスと漢語で教授する民族予科クラスが設置されている。

本研究では、内モンゴル自治区のモンゴル人の民族予科教育に焦点を当て、高校までモンゴル語で教育を受けた学生の高等教育の課題を検討する。その際に内モンゴル A 大学の民族予科教育を取り上げる。

2. 研究方法:

2013 年 9 月 1 日から 9 月 20 日まで、内モンゴル自治区のフフホト市に位置する内モンゴル A 大学にて調査を実施した。民族予科の担任の教師 1 名、現役の予科生 5 名、民族予科を終了し本科課程に在籍している学生 6 名、民族予科を経て、大学を卒業された学生 2 名、計 13 名に半構造化インタビューを実施した。学生の場合、20 分ずつのインタビューを実施し、教師の場合、3 回に渡り、合わせて 2 時間のインタビューを実施した。また、関係者により入手した民族予科に関する資料を合わせて、内モンゴルのモンゴル人の民族予科の実態を考察する。

3. 結論:

民族予科の1年間において、漢語や英語の学習が中心になるため、言語学習に不得意な学生には適していると言えない。また、民族予科は競争原理を導入し、一年後成績順に各学科に配分されるが人気・不人気な学科に入学できたかどうかは、その後の大学での学習意欲にも影響を与える。中国において、本来民族予科教育は少数民族の高等教育の機会を広げるうえで重要な役割を果たした。しかしながら、大学の市場化により、経済原理が浸透され、歴史学、哲学のような伝統的な分野は削減され、経済学、経営学のようなビジネス志向の分野が人気を集めている。内モンゴル自治政府及び大学の方では、モンゴル語で教育を受けた学生が民族予科を通じて最新の学科、実用的な学科を学習できると宣伝している。現在、内モンゴルのほとんどの高等教育機関に民族予科クラスが設置され、学生を集めるアピールにもなっている。したがって、内モンゴルにおけるモンゴル人学生の民族予科教育は高校までモンゴル語で教育を受けた学生の学科選択をある程度拡大できたが、一方、大学の市場化により、経済的利益を獲得する手段に変わってきている。さらに、大学における学科間のランキング付けを一層激化させている。

(文責:道日娜)

国際関係研究所研究会

「教育機会均等の視点からみる中国の高等学校における遠隔教育の現状と課題」

2019年2月20日 東京外国語大学 国際関係研究所 研究講義棟(401-3 室)

報告者:林 静(本学大学院博士後期課程)



本稿の目的は、遠隔教育が中国の高等学校における教育格差を縮めることができるのか を考察することである。

中国の東部、中部、西部、また都市と農村における教育資源の格差が大きい。教育資源のバランスのとれた配置や有効活用が求められる中、ICT を活用した教育に注目が集まっている。中国政府は教育の公平と教育の質的向上という問題を解決するために、『21 世紀に向けた教育振興行動計画(1999-2009)』、『国家中長期教育改革と発展計画綱要(2010-2020)』などの政策の中で、ICT 活用教育の重要性を強調した。2018 年 12 月 12 日付の「このスクリーンで運命が変えられる」 こという記事が国民の関心を引き付け、全日制高等学校における ICT を活用した遠隔教育は、教育資源に恵まれていない高等学校の大学進学率を向上させ、教育格差を縮小することができるという声があげられた。

しかし、筆者は関連する国の政策や新聞記事(配信側と受信側の教員や生徒へのインタ ビューで現場の実態を把握)を分析したことで、遠隔教育が中国の高等学校における教育 格差を縮める有効性を疑問視した。その理由は下記のようになる。

受信側の教員や生徒へのインタビューによると、遠隔授業を受けることで生徒の視野が 広がり、成績のいい生徒は成績がさらに良くなるという声があるが、その場の生徒の理解 に合わせて授業内容や進度を変えられなく、授業に追いつけない生徒が多いという声もあ る。ここから、遠隔授業は一部の学生の成績を向上させるが、多数の学生が落ちこぼれに なる恐れがあることが分かった。

それでは、その成績を向上させる要因は遠隔授業だけなのであろうか。受信側の学生によると、夜の自習や週末も授業であり、授業・宿題・テストの分量は普通学級の 2 倍であるという。このように、遠隔授業は成績を向上させる要因の一つである可能性があるが、学習時間の増加も重要な要因であると考えられる。

また、遠隔授業は必ずしも教育資源に恵まれていない高等学校の大学進学率を向上させる要因ではない。中央政府は農村部出身の学生と都市部出身の学生との格差を縮小するため、2012年3月に貧困地区学生募集特別計画の通知を公布した。2016年だけで難関大学は9万人の貧困や農村地区学生をこの特別枠で募集した。ここから、教育資源に恵まれていない貧困や農村地区学生は、国の政策が原因で、難関大学に合格する難易度が下がったことがみられる。

以上のように、遠隔教育は必ずしも成績向上や大学進学率向上の要因ではない。遠隔教育が教育格差を縮めることができるかどうかは、更なる検討が課題である。

(文責:林静)

¹ 進学校の成都第七中学校で実際に行っている授業を、251 校の全日制高等学校に同時配信し、つまり、離れた場所にある教室を情報通信ネットワークで結び、同時に授業を行う。その授業を受信側の生徒はスクリーンでみる。成都第七中学校の遠隔授業を受けて、超難関大学の清華大学と北京大学に合格した受信側の生徒は16年間で88人だという。

その他のイベント

グローバル・ガバナンス学会 第11回研究大会(共通セッション)

2018. **5.** 12 (Sat) -13 (Sun)

会場:東京外国語大学府中キャンパス 研究講義棟 101 教室



* JR 中央線「武蔵境」駅のりかえ、西武多摩川線「多磨」駅下車、徒歩5分。 JR 新宿駅から約 40 分。

■5.12(Sat) 共通セッション 1. ■

「ユーラシアの変動とグローバル・ガバナンス構築」

基調講演

15:10-16:10

"The Evolving US-Japan-China Strategic Triangle: Implications for Regional Security Order"

マイク・モチヅキ Mike Mochizuki (ジョージ・ワシントン大学 George Washington University)

司会兼討論者 | 菅英輝(京都外国語大学)

パネル

16:10-18:00

報告

山本武彦 (早稲田大学)

「ユーラシア地戦略の相克とグローバル・ガバナンス -connectography との関連で-」

浅野亮 (同志社大学)

「『一帯一路』が目指すユーラシアの秩序:『中華秩序』への路程?」

マイク・モチヅキ Mike Mochizuki (ジョージ・ワシントン大学 George Washington University)

司会兼討論者 渡邊啓貴 (東京外国語大学)

■5.13(Sun) 共通セッション 2. ■

「ユーラシアの制度構築をめぐる考察」

パネル

14:00-16:00

報告

蓮見雄 (立教大学)

「欧州近隣政策 (ENP) の波及」

平川幸子 (早稲田大学)

「中国イニシアチブの発展過程: SCO と CICA の事例」

湯浅剛 (広島市立大学)

「ロシア主導地域統合プロセスの制度的展開」

討論者 松井康浩(九州大学)、福田耕治(早稲田大学)

> 司会 大矢根聡 (同志社大学)

セッション!

市民公開

どなたでも参加できます (参加費無料・事前申込不要)

主催:グローバル・ガバナンス学会 後援:東京外国語大学国際関係研究所

お問い合わせ:

渡邊啓貴 (wtnbhi1954@gmail.com)

中山裕美(yumi-nakayama@tufs.ac.jp)

グローバル・ガバナンス学会 第11回研究大会(共通セッション)

講演者:マイク・モチヅキ Mike Mochizuki(ジョージ・ワシントン大学)

司会者: 菅英輝 (京都外国語大学)

実施日:2018年5月12日~5月13日

会場:東京外国語大学 研究講義棟 101 教室



グローバル・ガバナンス学会主催、当研究所後援の形で、第 11 回研究大会を開催した。市民公開セッションとして実施した共通論題 1. 「ユーラシアの変動とグローバル・ガバナンス構築」では、日米関係をはじめ日本研究のアメリカにおける第一人者マイク・モチヅキ教授(ジョージ・ワシントン大学)に、基調講演 "The Evolving US-Japan-China Strategic Triangle: Implications for Regional Security Order" をして頂いた。会場は学会関係者に加え、一般市民や本学の学生も多数聴講し、大盛況のパネルとなった。また、同時通訳は、NHK 衛星放送や CNN の同時通訳者としても活躍する鶴田知佳子本学大学院教授が担当した。

(文責:国際関係研究所編集部)





【国際関係研究所定期刊行物紹介】

『国際関係論叢』第八巻第二号(令和元年 11 月 30 日発行)

■ Binod Bhattarai,"Community Forestry and Forest Management Policies in Nepal"

『際関係論叢』第八巻第一号(令和元年9月30日発行)

- ■松隈 潤「食料への権利と域外義務 ~アフリカの事例を中心として~ |
- Hideaki Shinoda, "Partnership Peace Operations in Multi-layered International Security: An Examination of the Involvement of Regional and Sub-regional Organizations in International Peace Operations"
- Michiko Suzuki, "The Emergence of Modern Humanitarian Activities: The Evolution of Japanese Red Cross Movement from Local to Global"

『国際関係論叢』第七巻第二号(平成30年11月30日発行)

- ■鈴木 美弥子「責任能力のない精神障碍者の近親者の責任について」
- ■洪 性旭 「日本社会における難民受け入れの論点 日韓比較の可能性」

『国際関係論叢』第七巻第一号(平成30年4月27日発行)

■**倉石 一郎**「革新主義期改革者における「北部黒人問題」認識と教育―ニューヨーク市公教育協会刊行『本市における黒人学童』(1915)再論―」

『国際関係論叢』第六巻第二号(平成 29 年 9 月 29 日発行)

- ■篠田 英朗「アフリカ諸国による国際刑事裁判所 (International Criminal Court: ICC)脱退の動きの国際秩序論の視点からの検討」
- ■洪 性旭「日本社会におけるソーシャルビジネス理念型の構築にむけて:国際的な議論の現状と日本における含意!

『国際関係論叢』第六巻第一号(平成 29 年 7 月 31 日発行)

■鈴木 美弥子「責任能力のない未成年者の親権者の監督義務者責任について」

『国際関係論叢』第五巻第一・二号(平成 28 年 7 月 31 日発行)

- Kumiko Uno and Teppei Nagai, "Literacy Development through Early Childhood Development Program in India"
- ■鈴木 美弥子「ドイツにおける不動産売買と瑕疵担保責任」

『国際関係論叢』第四巻第二号(平成27年7月31日発行)

- ■松隈 潤「国際社会における武力行使禁止原則の変容(三・完)」
- ■若松 邦弘「支持の地位的拡大と多様性―地方議会における連合王国独立党(UKIP)の伸長― |

『国際関係論叢』第四巻第一号(平成 27 年 1 月 31 日発行)

- Kumiko Uno and Teppei Nagai, "The Effect of Early Childhood Development in South Asia"
- Hideaki Shinoda, "Human Rights, Democracy and Peace in International Constitutionalism of Universal International Society"

『国際関係論叢』第三巻第二号(平成 26 年 7 月 31 日発行)

- ■松隈 潤「国際人権法の課題―拷問等禁止条約と日本―」
- Kanami Ishibashi, "The Critical Implications from the Past:The Relationship between the ROK and Japan and the Effectiveness of the Policies including its Original Economic Sanctions against the DPRK"
- ■若松 邦弘「イギリスにおける都市政策のアジェンダ変化―自由主義レジームにおける社民主 義政権の改革とジレンマー」

『国際関係論叢』第三巻第一号(平成 26 年 1 月 31 日発行)

- Kimiko Uno and Sho Sakuma, "Foreign Direct Investment into the Western Balkans: The Statistical Analysis of Determinants in Bilateral Investment"
- ■渡邊 啓貴「フランスにおける欧州統合の国内化と「EU アイデンティティ」―リスボン条約成立に向けたフランスの貢献とその背景―」

『国際関係論叢』第二巻第二号(平成 25 年 7 月 31 日発行)

- 倉石 一郎 「爆発的拡大のための雌伏―米国ビジティング・ティーチャーの大恐慌時代― |
- ■梅村 裕子「今岡十一郎の活動を通して観る日本・ハンガリー外交関係の変遷」
- ■若松 邦弘「自由主義右派の政党組織化―連合王国独立党(UKIP)の展開と政党政治上の意味 ― |
- ■[書評] **Sayaka Funada-Classen,** "Fukushima, ProSAVANA and Ruth First: Examining Natália Fingermann's "Myths behind the ProSAVANA""

『国際関係論叢』第二巻第一号(平成 25 年 1 月 31 日発行)

- **Akito Okada**, "The Historical Transformation of the Concept of Equality of Educational Opportunity in Post-war England and Japan"
- Kimiko Uno and Sumire Kobayashi, "The Effect to the Economic Growth by Labor Migration: From the Viewpoint of the Stock of the Human Capital"

『国際関係論叢』第一巻第二号(平成 24 年 9 月 28 日発行)

- ■渡邊 **啓貴**「2012 年フランス大統領選挙の分析―新しいスタイルの大統領サルコジの敗因と オランドの戦略―」
- Kimiko Uno and Sumire Kobayashi, "The Contribution to Economic Growth by Human Capital: The Comparison among BRICs"
- ■若松 邦弘「二〇〇〇年代初めの西欧政治における政策志向性の変化―移民・難民の社会統合をめぐる政策論争―」

『国際関係論叢』第一巻第一号(平成 24 年 3 月 30 日発行)

- Kimiko Uno, "Poverty Ratios in Asia and Sub-Sahara Africa based on Logit Models"
- ■松隈 潤「国際法と「人間の安全保障」」
- ■若松 邦弘「改革の制度的矛盾と政治問題への展開―イングランドにおける交付金制度改革の執行過程―|

※当研究所ホームページ (http://www.tufs.ac.jp/common/fs/iir/publications.html) より、収録論 文の電子資料 (PDF) をご覧いただけます。

東京外国語大学 国際関係研究所

Tokyo University of Foreign Studies Institute of International Relations

■所長

宮田 敏之 (MIYATA, Toshiyuki) : タイ経済研究、東南アジア経済研究、

タイ社会経済史

■所員(以下五十音順)

青山 弘之(AOYAMA、Hiroyuki) : 現代東アラブ政治、思想、歴史

伊勢崎 賢治 (ISEZAKI, Kenji) : 国際関係論

内山 直子 (UCHIYAMA, Naoko) : 経済政策、地域研究

岡田 昭人 (OKADA, Akito) : 比較・国際教育学

蒲生 慶一(GAMOU, Keiichi) : 経済政策、理論経済学

坂井 真紀子 (SAKAI, Makiko) : 開発社会学、仏語圏アフリカ、

東アフリカの農村開発、モラルエコノミー

澤田 ゆかり (SAWADA, Yukari) : 中国地域研究

篠田 英朗 (SHINODA, Hideaki): 平和構築鈴木 美弥子 (SUZUKI, Miyako): 民事法学

鈴木 義一 (SUZUKI, Yoshikazu) : 現代ロシア地域研究、経済史、

比較経済体制論

田島 陽一 (TAJIMA, Yoichi) : 経済政策、国際関係論

中山 裕美 (NAKAYAMA, Yumi) : 国際関係論、国際協調論、移民・難民研究

丹羽 泉(NIWA, Izumi) : 韓国・朝鮮地域研究、宗教社会学

春名 展生 (HARUNA, Nobuo) : 国際政治学、日本外交史

洪 性旭(HONG, Sungwook) : 社会学、経済学、社会政策論

松隈 潤(MATSUKUMA, Jun) : 国際法学

松永 泰行 (MATSUNAGA, Yasuyuki) : 政治学、国際関係論、イラン政治

若松 邦弘 (WAKAMATSU, Kunihiro) : 比較政治・西欧政治

渡辺 周 (WATANABE, Shu) : 経営学

*掲載情報は、2019年12月1日時点のものです。

編集後記

国際関係研究所2018年度年間活動報告書『現代世界の諸相』をお届けする。本年は、7回の連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」、3回の研究所主催の研究会、1回のイベント、11回のリレー講義「アジア共同体を考える」を開催した。今年度も、本学教員に加え、多彩な専門分野の学外講師に数多くご講演頂いた。世界の現状、国際社会における日本の位置づけ、そして世界から見た日本はどのようなものかなど、地域研究を基盤としつつ国際関係論をはじめとする社会科学諸分野研究が特徴の当研究所にふさわしい内容となったと言える。

今回の成果は、それぞれの分野で活躍している研究所員の力量と、当研究所の活動全体を率いる宮田敏之所長のイニシアティブの賜物と感謝している。また、本報告書刊行にあたっては、事務局の道日娜(ドリナ)氏(本学大学院博士後期課程)及び袁晨旭氏(本学大学院後期課程)の労力にすべてを負っていることをここに確認し、心からの謝意を示したいと思う。

*東京外国語大学国際関係研究所 年間活動報告書 http://www.tufs.ac.jp/common/fs/iir/publications.html#nenpou

『現代世界の諸相』 編集委員長 丹羽 泉

『現代世界の諸相 (Vol. 8 - 2018)』

(東京外国語大学国際関係研究所 平成 30 年度活動報告書) 2020 年 3 月発行

発行者 東京外国語大学国際関係研究所所長 宮田 敏之

住所 〒183-8534

東京都府中市朝日町 3-11-1

東京外国語大学 国際関係研究所

本学研究講義棟 4 階 401-3

電話 042-330-5480 FAX 042-330-5481

E-mail <u>iir@tufs.ac.jp</u>

印刷所 株式会社 松本印刷社